

# 上代寺院の土地関係

## — 八幡信仰の社会的基盤 —

伊野部 重一郎

(高知大学文理学部・歴史学研究室)

緒言

本論

- 一、南都寺院（東大寺、興福寺）
- 二、真言宗諸寺（東寺、金剛峯寺、醍醐寺、貞観寺）
- 三、莊園と八幡
- 四、天台宗寺院（延暦寺）とその莊園的特質

結語

### 緒言

筆者はさきに神佛習合より見た上代佛教の宗派的特性について短見を述べたが、その際東大寺を中心とする南都諸宗や真言宗と天台宗特に円仁系統とを比較して、前者に於いてはその古代的性格によって神祇との習合の勢が大いに進んだのに対し、後者は法華信仰の反古代的性格から、その神佛習合は消極的であったのみならず、後の浄土思想の反神祇思想の萌芽さえ見られる事、而してそれは又、それ等諸派の思想的立場の外に、その立つ社会経済的地盤によるのではないかという事について若干ふれて置いた。神佛習合の中心は言う迄もなく八幡信仰であるから、神佛習合の社会的基盤の問題を考えるに当たっても八幡信仰のそれを中心とせざるを得ないのである。上代佛教の神佛習合思想とその社会的地盤の結ばれる所は、特にその莊園に於ける八幡鎮守である。八幡鎮守並にその神人設置の社会史的意義については石母田正氏の<sup>(1)</sup>高説があり、筆者はそれに示唆啓発される所が大きかった。本稿は氏より得たる所を骨子とし、宗派性に関する若干の所見を加えたものである。

（註一） 高知大学研究報告，第四卷

（註二） 「中世的世界の形成」207—214頁

### 本論

#### 一、南都寺院

律令国家の佛教政策は何よりも官大寺の設置による僧尼の統制であって、官大寺は国家の公の寺として、僧尼はその中に住み、その中に於いて国家の爲の修法を行う可く義務づけられて居たのである。此等官寺の費用は公費の外、又国家から支給された封戸や国家施入の寺田によった。この中、公費については造寺司の制度が天武天皇以後設けられ奈良時代を通じて大安寺、薬師寺、法華寺、興福寺、観世音寺、東大寺、西大寺、西隆寺のそれによる経営が行われ、平安時代には東寺、西寺大井寺等にも適用された。<sup>(1)</sup>経費の上では正税の支給が正規、臨時に行われ、中でも東大寺は大佛供養料として毎年白米三十五石五斗を大和の国衙から正税その他を以って受け取って居り、その他安居供養料、年油料等を合わせると年々支給される額は数百石に及んだ。<sup>(2)</sup>

（註一） 歴史学研究六の四、所載竹内理三氏論文4頁

（註二） 竹内理三氏「寺領莊園の研究」99頁

次に封戸を官大寺の筆頭にある東大寺について見るに東大寺要録(六)に見える平安末、二十一箇国二千七百戸の封米が6982石余であり、天曆四年の「東大寺封戸庄園並寺用帳」(平安遺文252号)に見える水田3462町余の中、見開田212町余からの収穫をすべて上田と仮定し、上田一町に対する五石五斗の割合で計算すると1168石余となり、封戸の収穫は遙にそれに上まわっている。因に上の寺用帳にあげられている一年間の費用を米だけとって黒米にして(白米は五分減りとして計算)3467石9075勺となり(修理の為の支出は天喜四年1383石33升、康平元年には4258石12升)寺田の収納だけで補い得ない事になっている。仁和五年四月二十六日勅(東大寺要録十)に「如、開東大寺例、修理料封戸九百烟、年中應納調庸雜物其数尤多」とある。封戸は律令農民を五十戸單位として租庸調を収めるもので、東大寺に於いても土地を主体とする寺田とは明に區別されて居り、この形式は史料の上でも久安四年頃(大日本古文書家分け、東大寺文書一、374号)迄続いて居る。而して封戸形式による収奪は漸次矛盾をあらわして來たのであり、天喜五年六月二十八日、伊賀国名張郡に下した国符案(平安遺文859号)に割当の米を記して「右東大寺御封四五兩年料、黒田住人名作田卅七丁八反百廿歩、所当官物内、所下如件」とあるのによると封戸よりの収納の米の割当が土地(名作田)にかけられて居る事が知られる。天喜年間頃(天喜五、十、十一東大寺返抄案—平安遺文866号)から東大寺の封米収納が屢々米其他の収納物のみで記され封戸戸数があげられていない例が見られる様になるのも嚴密な意味の封戸形式の崩れて行く過程を示すものであろう。長治三年三月二十八日、東大寺領伊賀国黒田郷柚工等解(平安遺文1654号)には黒田柚から東大寺への御封米百八十石を進納した事が見え、天永二年十二月十四日、伊賀国阿閉郡輦田莊住人解(同1757号)にも同様の例を見出す事が出来るから御封米が莊園からの進納形式をとっている事が知られる。保安四年九月十二日、明法博士中原明兼等の勘文によると伊賀国の封戸が有名無実となったので輦田村(東大寺領玉滝柚の出作地)をその封戸に切り換える事となった事が見え、久安四年二月二十八日の御封注文にも伊賀国御封三百六十石を次記の如く改めた事が見える。

昔	黒田	180石余	玉滝友田(輦田)	180石余
今	黒田	220石余	玉滝友田	140石余

かくの如く東大寺が伊賀国に持って居た封戸三百六十石は平安末期には黒田を中心とする北柚と玉滝を中心とする南柚に課せられる様になった事も封戸から莊園への推移を物語るものである。尤もこの柚工への支配が土地を通しての純然たる莊園的支配の形をとらず、そこには奴婢支配の形式が維持されて居た事は既に石母田正氏の明にされた所であるが、然しこゝでも封物が嚴密な意味に於ける封戸形式で収められて居なかつた事は事実であろう。鎌倉時代にも伊賀国の東大寺諸莊の封米が興福寺造営料に徴収された爲、不利益を蒙るといふ様な訴(建仁元、四東大寺僧綱等解案—東大寺文書三、687号)があるから、封米の徴集が形骸的にも長く続いている事が知られる。康平三年五月二十九日、美濃国諸莊に下した官宣司案(東大寺文書三、833号)に大井、西部両庄に国司が雜役を課して荒廢した事が見えるが、その場合も年貢米の事を封戸済(物)と称して居る。律令政治の崩壊に伴う封戸制度の矛盾は東大寺の場合にもその未納未進となってあらわれて居るのであって、嘉保三年東大寺所司請文案(平安遺文1367号)に若狭国封戸について「五十烟代年別二百五十一斛云々」とあるが、そこでは「封戸之烟数(中略)減少」と見え、又「所賜寺家封戸雖有<sub>レ</sub>其数、爲<sub>レ</sub>寺雜掌等<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>横法<sub>レ</sub>」によって収納減少し堂舎の修造に事欠くという事が記されて居る。更に承德元年十二月二十四日、左弁官から東大寺に下した宣旨(平安遺文1388号)にも近江の封戸について収納米が見えているが、それも国富民淳である時には課役の民が庸調租税を「合期進済」したのに今は百姓離散して作田減少し課丁の数が不足した事が見えている。嘉承元年八月五日、左弁官からの官宣旨(平安遺文1662号)所収の同年六月二十日の解状にも東大寺諸国の封三千戸と莊園一千町に於いて、封戸の未進や寺田の収公によって寺の費用に事欠くという事が述べられて居る。嘉承元年八月十八日、東大寺牒案(平安遺文1664号)にも「寺家之当国封戸調庸雜物等多以未済」とあり、天仁二年九

月二十六日、官勘状案(平安遺文1710号)にも東大寺施入地一千町、封戸五千戸が「近代多以凌遲」という事が見えて居る。久安四年五月十日の東大寺諸国封戸進未注進状案(東大寺文書一、374号)に諸国の封戸からの収納が挙げられているがその中、済んだものは土佐、美作の二百戸で一部済んだものは駿河、上野、下総、紀伊の六百戸、残りの十五国は未進となっている。(嘉保三年五月七日東大寺請文一平安遺文1362号一にも同類の事が見える。)應保二年五月朔日、東大寺所領相論文書案(東大寺文書三、650号)にも東大寺が諸国に持って居る封戸八千戸に対する対捍が行われている事が記されている。以上は主として封戸形式による律令的支配の崩壊であるが、しかしそれは封戸だけの問題ではなく、廣く東大寺の莊園経営についても見られる現象である。

(註一) 竹内理三氏「寺領莊園の研究」12頁

(註二) 中村直勝氏「莊園の研究」66頁

(註三) 同 20頁

東大寺の莊園の大部分は奈良時代に定められ、その多くは勅施入によるものである(巻末附録「東大寺莊園目録」)。しかもそれ等は天平神護二年十月越前足羽郡司解(大日本古文書五、550頁)に「郡司商量、寺家並王臣已下百姓等共應<sub>レ</sub>勞堀<sub>レ</sub>」とある様に田と溝をひろくについて王臣以下を動員しようとして居り、天平勝宝八年十月、因幡国高庭庄をひらいた時にも国司が東大寺使と共に土地を点定している(同月官符一東大寺文書二、539号)様に東大寺莊園の設置は最初から律令デスポティズムの手によって促進されたのみならず、その維持も亦律令国家の支援を通じてなされた事が多い<sup>(1)</sup>。平安時代に於いても寛治二年東大寺領伊賀名張郡の莊園の住民が寺の所勘に従わず、その事が国衙に訴えられたのによって留守所をして先例に従わしめ(寛治二、六、十九、伊賀国文書二一大日本史料三の九、補遺46頁)、長寛年間には黒田庄民の対捍を官宣旨によってとどめている(長寛二、七、二十三宣旨一東大寺文書三、659号)のも国衙によって収納をはかった一例と見られる。東大寺の莊園経営の方式は勅施入その他によって先づ廣範圍の土地をかこい込み、それを奴隸労働力や公民の賃租によって開発する行き方を取り、そこでは農民の集約的耕作によって開墾された平安時代の寄進地系統のものに於ける作人への土地委託という形態に比較して、古代的賦役の面が大きかったと思われる。そこには班田農民に対する律令国家の人間的(奴隸制的)支配の延長があり、その住民に対する関係も単なる加地子の取得権にとどまらず彼等に対する進止権、行政権を所有していたと考えられる<sup>(2)</sup>。又その莊園には後に述べる如く封戸から転換した如き形態があった様で、その場合にも矢張り土地よりも人を主体とする賦役労働の面が大きかったと思われる。天曆四年作成の東大寺財産目録(平安遺文252号)によると、その莊園3462町6反55歩の中、見開田は212町5反125歩に過ぎなかったのは囲い込みによる土地開発の形式をとった事によるものであろうが、又耕作民に対する奴隸制的支配から来る土地荒廢とも関係があろう。

土地の囲い込みについては天平勝宝元年七月、四千町歩の開発が許されるや(統日本紀)、野占使を四方に派遣したであろうし、天平勝宝七年十二月孝謙天皇が伊賀国名張郡板蠅柚を施入した時(孝謙天皇東大寺領施入勅一大日本古文書四、84頁)にも先づ四至を定めて居る(因に四至を定める事はその内部の公私田全部がその所有となる事を意味しない)。天平勝宝九年四月、越前坂井郡の大領、品治部廣耳が墾田百町を經營し、これを東大寺に寄進した(天平宝字二、正、十二越前国坂井郡司解一東大寺文書二、504号)が、この土地は瘠地であったので、天平神護二年、東大寺の希望によって百姓に班給し、その代り口分田を改めて寺の土地としようとした事がある(天平神護二、十、二十一越前国司并東大寺田使等解案一同S14号)。それは百町という土地が品治部廣耳という初期豪族によって占有されていたであろう事にも起因するが、類似の事情は天平神護二年十月、生江臣東人が寄進した土地(同十九日生江臣解一東大寺文書二、512号)や神護景雲元年三月、利波臣志留志が百町の土地を入れた

場合(続日本紀)に於いてもあったであろう。天平勝宝七年三月、東大寺が越前坂井郡堀江郷の百町を大伴宿禰麿から買得した中にも見開田は32町1反余に過ぎず(同月九日越前国公驗一大日本古文書四、49頁)、天平勝宝年間占有の阿波国名方郡新島庄も42町8反162歩の中、墾田は1町5反余であり(天平勝宝八、十一、五新島庄券一東大寺文書二、529号)、又神護景雲元年の越中国寺田934町8反118歩の中、見開田は446町1反227歩であり(同年十一、十六越中国司解一同542号)、弘仁九年酒人内親王家施入(平安遺文45号)の美濃の茜部庄は承和年間には89町8反の中、見作田34町6反(延久三、六、三十太政官符一平安遺文1060号)、天平勝宝八年勅施入の大井庄は250町の中、見作田は57町3反にとゞまり(同)、同じく勅施入、因幡国高庭庄は延喜五年73町8反75歩の中、見開田は43町212歩(同年十一、二因幡国司解一平安遺文196号)、又酒人内親王家から寄進の越後墾田200町の中、未開地は149町であった(弘仁九、三、二十七施入状一同45号)。伊賀国阿閉郡玉滝柚の名は既に天平神護年間に見えて居り、その面積40町に及ぶ(天平神護二、三、二十一伊賀国司解一東大寺文書二、473号)のに、昌泰年間玉滝柚10町1反余という事が見え(昌泰二、十二、三國郡證判)<sup>(3)</sup>その後、天徳二年に橘元実がこの柚を寄進している事(同年十二、十施入状一平安遺文266号)等から見ると、その所有関係が極めて曖昧である事の外、最初は四至をかこい込んだ寺領が次々に在地民や土豪の手によって開墾されていった事を示すものではあるまいか。天平神護三年、伊賀国並に越前国の東大寺莊園の設立過程に於いて、百姓が郡司と共に寺の使を打ち寺莊の溝を掘りふさいだ事があり(天平神護三、二民部省符一大日本古文書五、641頁)、やがて百姓自身の治田を形成して行く事は、奈良時代に於いて既に東大寺々田の古代的機構に対し在地的土地所有の爲のたゞかいは始められていた事を示すものである。

- (註一) 歴史学研究162号所載、東晶氏論文7頁  
 (註二) 石母田正氏「中世の世界の形成」36—38頁、41—42頁  
 (註三) 竹内理三氏「寺領莊園の研究」125頁  
 (註四) 「日本史研究」十六号、古代史部会共同研究、17—18頁

次に寺田の荒廢については東大寺の莊園は奈良時代に於いて九十余ヶ所に達し田積に於いても殆んど四千町歩に及び、その三分の二は一旦開墾されて収入をあげたが平安時代に入るとその経営は動搖しはじめると到った。その傾向は既に宝龜年間、寺主となった実忠の時よりあらわれて居り、承和年間別当となった円明も寺領の回復につとめた。延長六年(八、二十一)宇多院の東大寺復興の院宣(東大寺要録八)にも「方今世及<sub>レ</sub>澆季<sub>ニ</sub>、人少<sub>ニ</sub>信心<sub>ニ</sub>、封戸之使毎国致<sub>レ</sub>乏異<sub>ニ</sub>、田園之司逐年称<sub>レ</sub>荒廢<sub>ニ</sub>、衰弊之萌無<sub>レ</sub>不據<sub>ニ</sub>斯<sub>ニ</sub>」と見える。長徳四年注文定(東大寺要録六)の史料と思われる諸国田地目録(東大寺文書三、597号)も四十四箇所の中、十五莊は荒廢、四ヶ庄は川成荒廢と註し、二ヶ莊が七分以上荒廢となつて居りその中、越前国諸莊に対しては「右件那々田荒廢数多、熟田不幾」とあり、長徳四年注文(東大寺要録六)にも同国のものについて「右件庄々田地、以<sub>レ</sub>荒廢<sub>ニ</sub>地子不<sub>レ</sub>登」と見えている。その中箇々の莊園について見ても天平神護二年(十、七)越前江沼郡幡生庄使解(大日本古文書五、547頁)にこの莊園について「以前溝障不<sub>レ</sub>溉、依<sub>レ</sub>茲件田既荒廢」とある。天曆四年の封戸庄園并寺用帳(平安遺文252号)に寺田七十四莊、3462町余の中、見開田は212町余に過ぎなかったのは東大寺の土地経営の古さがかゝる荒廢を招いたものであろう。奈良時代の東大寺田は越中国だけで446町をこえた(天平神護元、九、九越中国司解一東大寺文書二、542号)のに今は全体でその半ばに達しない有様となつた。下つて大治三年七月の東大寺莊園は約2500町、二十三莊で発生期の4700余町、九十余莊の半ばであるが、その中見作田は1708町で増加を示しているのは莊園整理期に入つた爲であらうと思われる。さきの天曆四年の財産目録に見える寺田が廣く諸国にわたっているのは、その

経営と律令機構の不可分性を示すが、その中少からぬ部分は邊境地方の莊園で、それ以後東大寺は伊賀、美濃等中央に近い地方の莊園確保に努力を示して行った。乍然既述の如く伊賀国にも封戸進納が見られ、又次に述べる如く美濃の大井庄や茜部庄等にも封戸形式が見られるのであって、その莊園には農民の自営にゆだねる農耕の発展はさほど見る可きものはなかったと思われる。

(註一) 竹内氏前掲著78頁

(註二) 同 136—139頁

(註三) 同 83—89頁

(註四) (註二)及び石母田氏前掲著46頁

さきに述べた如く封戸制度の衰頹によって封戸から莊園への転化が東大寺の場合にも見られたが、同時に又東大寺の莊園の中に封戸形式の残存やそれと類似形式のものゝ存在が認められるのである。既述の様に伊賀国黒田 杣や 柄田庄(保延三, 十, 十二平忠盛下文—東大寺文書三, 582号)に於いて封戸料を辨済した事は、その経営に律令の支配の形態に近いものがあつた事を思わしめるが、その外にも例えば天仁元年, 大和国廣瀬北郷大田丸負田検田帳(平安遺文1702号)に条里制と段面積がからみ合せて記載されている外, 康平三年五月二十九日, 美濃国に下した官宣司案(同956号)には「應辨備東大寺康平元年二年封戸済事」として同国大井, 茜部両庄に封戸米を徴集した事があり, 因幡国高庭庄に於いては奈良時代末期, 口分田が莊園を形成している所がある(天平勝宝七年高庭庄券—大日本史料一之三, 671—3頁)が, これ等は東大寺莊園の経営に律令の人間支配の方式を延用する面のあつたことを思わしめる。

東大寺と共に南都七大寺の首座に位した興福寺は最初鎌足が山城国山階陶原に造立せんとして果さず天智八年, 鎌足夫人が建立し(山階寺), 飛鳥遷都(天武元年)後, 飛鳥の既坂に移し(厩坂寺), 和銅三年以後藤原不比等が今の土地に移し建てた(大鏡, 興福寺縁起, 元亨釈書)。即ちその建立の由來は藤原氏の氏寺としてのものであつた。興福寺の別当について見ても延喜式(二十一)に「不依諸大寺之例, 隨氏人簡定補之」とある様に東大寺や国分寺等の公的性質のものでなかつた。養老四年造興福寺佛殿司が任命され, それは大宝元年の造樂師寺司, 造大安寺司, 造法華寺司, 又奈良時代の造東大寺司, 造西大寺司, 造觀世音寺司, 造西隆寺司, 造大井寺司等と並んで國家の費用が充てられたが, その規模は矢張り造東大寺司に比べて小さかつたであらうと思われる。封戸について見ても東大寺は天平感宝元年5000戸を施入されている(同年閏五, 二十施入願文—大日本古文書三, 244—5頁)。因に天平十九年九月二十六日勅(東大寺要録二)に1000戸施入とあり, 續日本紀, 天平勝宝元年十二月丁亥の条に東大寺に4000戸を施した事が見え, 翌年二月壬午(二十)の条には3500戸を入れ, もとのと合せて5000戸とあり, 東大寺要録二, 所収縁起文に同月二十一日5000戸施入の事が見え, 天平勝宝四年十月二十五日, 造寺司牒(東大寺文書一, 3号)には1000戸施入せられ, 天平宝字四年七月二十三日の勅施入文(同2号)には5000戸を入れる事が見え, 新抄格勅符抄所収, 宝龜十一年勅符にも東大寺封戸5000戸が公認されているから, 矢張り前後を通じて5000戸が所有せられたと見る可きであらう。而してその後, 天平宝字六年その中100戸を新樂師寺にさき(延曆十二, 三, 十一僧綱牒—東大寺要録六), 宝龜十一年更に100戸を同寺にさき(同), 弘仁三年には2000戸をさいて東寺, 西寺に入れ(日本後紀, 弘仁三, 十, 癸丑)後更に100戸を新樂師寺にさかれて, 平安時代の中頃には2700戸(上司1800戸, 下司900戸—東大寺要録六, 年代不明封戸勘記及び平安遺文, 久安四, 五, 十東大寺注進, 「諸国封米事」となっている。次に興福寺封戸については下の如くなっている。

天平十, 三 1000戸施入(続紀)

宝龜十一, 十二 1200戸公認(この時東大寺は5000戸)(同月勅符—新抄格勅符抄, 封戸部)

寛治三、九 藤原在衡50戸を入れる(朝野群載十七)  
 寛治三、九 安芸国に御封あり(同月興福寺腰一平安遺文1280号)

以上史料の上では前後を通じても1000町余で遙かに東大寺に及ばない事が知られる。次に興福寺の莊園を奈良時代のものについて見ると

成立年	荘名	所在国	成立原因	面積 (施入時)
天平勝宝元年			勅施入	100町(統紀, 同年閏五, 二十)
同 年		加越前国	同	1000町, この時東大寺は4000町(統紀, 同年七, 乙巳, 三代実録, 元慶五, 七, 十七, 同七, 十二, 二十五)
同 年	鯉江庄	近江国	同	(経覚至要抄一)
天平勝宝三年以前	国見杣	伊賀国	同	(天永元, 東大寺注進状一平安遺文1738号)
天平宝字元年		大和国	同	30町(統紀, 同年六, 辛酉)
同 年			藤原仲膺功田施入	100町(同閏八, 癸丑)
同 年		越前国	勅施入	100町(同十二, 辛亥)

以上を東大寺の場合(巻末附録)に比較すると、奈良時代に於ける興福寺々田の設置は遙に劣勢であった事が知られる。平安時代に入っても攝關時代迄は東大寺は興福寺より優位にあった。然るに攝關時代になると、興福寺はその槽越たる藤原氏の隆昌と共に、次第に私人の施入による莊園が増加し形勢の逆転があらわれる。

成立年	荘名	所在国	成立原因	面積 (施入時)
天長十年			伊都内親王施入	16町余(同年九, 施入願文一平安遺文56号)
貞観十五年			藤原基経施入	(貞観十五, 九, 二施入願文一菅家文草十一)
元慶五年		山城国	興福寺僧修密に勅賜	30町(三代実録, 元慶五, 九, 二十七)
寛平二年	藻原庄 田代庄	上総国	因幡掾藤原菅根施入	開田30余町(寛平二, 八, 五施入帳一朝野群載十七)
昌泰三年	鹿田庄	備前国	前左大臣藤原良世施入	地子260余石(興福寺縁起)
延長の頃	方上庄	(備前片上村?)		(貞信公記抄, 延長五, 十二, 四)
長保の頃	紀伊殿庄	大和国	興福寺僧妙室所領	(長保元, 八, 二十七大和国司解一平安遺文380号)
応和二年	東春日野	(大和春日野)	右大臣藤原頼忠施入	27町(東大寺要録四, 133頁)
寛徳年間		伊賀国	藤原実遠所領(荒地)を寄進	(永承元, 十二, 二十三, 同二, 十一, 十三国司庁直一東大寺文書四)
康平年間	国見杣	伊賀国	もと東大寺の寺領たりしを興福寺領とす	(天永元, 十二, 十, 東大寺三綱注進状案一平安遺文1738号)
延久二年以前		大和国	これ以前から所有せるもの合計	2357町9反35歩(興福寺資財帳)この中本願施入田97町は不平等の施入か
永保二年	大嶋庄	大和国	興福寺僧義慶が東大寺僧より買得	2町(永保二, 五, 七売券一平安遺文1191号)
嘉保二年		左京	興福寺僧公尊が大安寺僧より買得	2反(嘉保二, 三, 十四売券一同1341号)
康和二年	河口庄	越前国	白河院の施入	1167町8反200歩(興福寺別当記)
天永元年	世賀庄 田中庄	播磨伊国	地子を南円堂に入れる	(永昌記, 天永元, 三, 六)

大治四年以前	大隅庄	山城国		(大治四, 六, 二十二官宣旨写一石清水文書一)
久安以前	平田庄	大和国	一乗院領	久安の檢注に2295町1反72歩とある(大乘院寺社雜事記, 文明元, 十一, 二十二)が上掲延久二年の資財帳に見えないから合計5500町に及ぶ
承安四年以前	日置庄	河内国		(吉記, 承安四, 九, 八)
建久九年以前	谷川庄	和泉国		(建久九, 十一, 一興福寺別当五師限狀一大日本史料四の五, 905頁)
正治元年以前	長瀬庄	大和国	伝法院領	(正治元, 九龍穴寺所司等状案一東大寺文書)
建永年間以前	正野寺庄 壬生野庄	伊賀国	壬生野庄は春日社領	7町 (安貞二, 三伊賀国, 54町1反120歩 役夫工備使等申狀一大日本史料五の四, 578頁) 41町60歩
承元四年以前		大和国	上座盛実相伝の私領	4反半(承元四, 十二, 二十三沽却狀一大日本史料四の十, 975頁)
寛喜二年以前	富田庄 津田島庄	阿波国		(寛喜二, 六, 十三興福寺別会所下文案一大日本史料五の五, 747頁)
正応元年	坪江庄	越前国	後深草院の寄進	(大乘院寺社雜事記, 長録二, 四, 二十一)

(以上鎌倉以前のものを抄出)

史料の関係で比較は困難であるが、興福寺領の発展は東大寺とは反対に平安中期から顕著となり、平安末期(延久年間)には東大寺を凌駕する程になっている。それはこの寺が東大寺程、律令国家に依存することなく藤原氏の外護によって寺勢を拡大して行ったからであろう。平安末期には大和国はその勢力下に鼎し、その造営料は大和の諸庄及び七道諸国に徴する様になった<sup>(5)</sup>。平安初期迄は東大寺に対しては律令国家の庇護が大きく、造東大寺司が設けられ官物の施入が行われたのに、平安末期には、その復興に対して国家のあづかる所、見る可きものがなくなった<sup>(6)</sup>。長谷寺は沙彌道德(良舟の弟子)の建立で東大寺の末寺であったが、正暦元年仁和寺の眞永が別当であった時、興福寺の平傳律師に押取された(東大寺要録六, 248頁, 長谷寺条, 及び東大寺別当次第五十一代「齋然」条)のも両寺の勢力関係の致す所であろう。かゝる両者の位置の変動は律令国家の衰頹や藤原氏の外護からでもあったろうが、元來藤原氏の信仰は平安中期から天台に傾き氏寺である興福寺への帰依は藤原氏の氏族の精神の消長と関係があった。即ち藤原氏の興福寺尊重は藤原氏の古代的 spirit と比例するもので、その点では東大寺が皇室の氏寺であったのと本質的に変る所は無かったとしても、矢張り興福寺は東大寺に比して律令国家の衰頹そのものに直接影響される所は少かったのである。のみならず東大寺莊園の古代的経営が寺内の悪僧の集團を基礎とする預所制を在地に布いたのとちがって、興福寺は在地の住民をより多く寺院の支配系統の中に組織した事の中に平安時代に於ける両寺の勢力の消長の原因の一つがあったものと思われる。興福寺と東大寺の争いに当って興福寺領住民にして、その寺の爲に東大寺と争い、又東大寺領の住民の中に興福寺の勢力に結ぶものがあつたのもその爲であろう。

両寺の莊園争いは先づ正暦元年(三, 十五), 興福寺は東大寺領春日庄内の四町九反の土地が菟足社及び興福寺喜多院領なるを以って、興福寺にて進退する事を東大寺に通牒し、多数の寺人を引率して下種耕作した。よって東大寺はこれを官に訴えた(正暦二, 三, 十二大和国使牒一平安遺文342号)ので大和国では使者を現地に派し公驗を対檢せしめた(同)が、文書の提出を命ぜられた菟足社司, 大中臣良実は現職がなく現在の社務, 藤原扶高は自らこれにあづからずと称して責任を回避し(同日良実解案一同343号), 興福寺も寺使のみを送って公驗を送らなかつた爲に国使も左右を決し得ずして終つた(正暦二, 三, 十四大和国使牒一同345号)。元來菟足社は春日庄の鎮守であったが、神主大中臣良実は春日神社々司大中臣氏の一族であつたであろう。その関係で興福寺はこれを横領せんとしたものである。その後も寛弘の頃, 社務藤井幹高(他の文書一平安遺文462号一には藤原幹高とある)は寺

家の僧規鎮とはかって春日庄三十町の中、十五町を横領して菟足社田及び興福寺領とし東大寺への妨をなした(寛弘九, 八, 二十七東大寺所司等解一同463号)。この事件については後にふれる。

次に天喜二年五月二十二日、伊賀国司、小野守経は、黒田庄の勝示を抜きとり住人には種々の雑役を課したので東大寺はこれを朝廷に訴えた(天喜二, 六, 五東大寺言上状一平安遺文717号)。天喜三年(九, 八)守経は自ら寺の雑掌となって事をおさめんとした(同日小野守経書状一同727号)が寺の拒否にあった様である。そこで守経は藤原氏の氏寺である興福寺をかつぎ出し、その威力で黒田庄に圧迫を加えんとし、造興福寺役を課した(康平七, 四, 二十三左弁官下文所引, 康平七, 四, 十六東大寺解状一同992号)。守経の国守としての在任は康平四年十二月以前に終り、藤原資長が代って国守となったが、資長は攝政頼通の仰せと称し東大寺より借り受け、興福寺造営期間という条件でそのまゝ占有し(天永元, 十二, 十東大寺三綱等注進状案一同1738号)、その次の国守藤原康基も守経の案を守り藤原頼通に寄せて事をはからんとした(承保四, 十, 二十三僧覚増解案一同1145号)。そこで東大寺は国司の非を訴え、造興福寺役の解除を求めた所、康平七年(四, 二十三)左辨官下文(同992号)によって造興福寺役を優免された。その後も承徳元年(十二, 九)造興福寺使が大和の東大寺領にその料を催促するを停止し(同日造興福寺使下文案一同1387号)、又康和二年(八, 十二)にも東大寺領伊賀国黒田柚の造興寺役を停止し(同日官宣旨一同1432号)、鎌倉時代にも治承五年(八)及び文治二年(三)、同三年(六)、建仁元年(七)に東大寺三綱から大和の寺領や黒田庄に於けるその役を免ぜられん事の訴えがあったが(養和元, 八, 七, 文治二, 三, 二十五, 同三, 六, 十と十八, 建仁元, 七, 十三東大寺(三綱)解一東大寺文書)、建仁元年再び伊賀国黒田、玉滝両庄の封戸を興福寺造営料にあてゝいる(建仁元, 四東大寺僧綱等解案一東大寺文書三, 687号)。而してこの最後の場合については、伊賀国衙が興福寺僧房造営の爲、東大寺の莊園をとゞめて国衙領となさん事を請うている(建仁元, 四, 十二東大寺宛記録所牒状一大日本史料四, 補遺)が、これは既に武士化した在地の住人より成る国衙の立場として、それが興福寺の爲にはかるといふよりは彼等自身の爲にとつた処置と思われるし、又既述の長谷寺が東大寺から興福寺に移った場合も詳細は不明であるが、後述する如く末寺勢力が往々地方莊民と結托して本寺から離脱せんとする動きが平安末期に多く見えて居る事を考える時、そこにも在地住民の動きというものが背景となっていたのではないかと思われる。

次に伊賀国名張郡箭川、中村両庄(黒田庄出作地)は天喜年間、藤原実遠がその甥の信良に譲與したが、信良はその地を妻の当麻三子(実遠の孫女)に譲る(延久六, 七, 六売券一平安遺文1098号)。所が当麻三子は信良と死別後、藥師寺の僧良算の妻となり、延久年間更にその地を良算の子である藥師寺別当隆経に売渡し、隆経は弟藤原保房なる者にこれを譲った(寛治六, 二, 十八一同1304号)。然るに寛治六年(二)金峰山寺から箭川、中村に牒送があつて両庄は大中臣宣綱という者から金峰山藏王権現に寄進された土地であるから金峰山寺領であり、保房の傳領を認め難いと言つて來た(前掲, 平安遺文1304号)。寛治七年官に於いて問注し、その結果同十二月の在辨官下文(同1327号)により宣綱の申状は却下せられるに到つた(なお、寛治六, 四, 二十五宣旨一同1307号一参照)。これに対し大中臣宣綱の子則綱は長治元年その土地を興福寺に寄進して父子相傳の非違を果さんとした(天永元, 十二, 十東大寺三綱注進状案, 同十三伊賀国名張郡司等勘注, 天永二, 二東大寺申文一同1738, 1739, 1743号)。而して此両庄は既に東大寺領黒田庄民の出作田として東大寺にも地子を収めていた土地であつた(承暦四, 三, 五東大寺政所下文, 同年十二, 十九東大寺政所下文案, 寛治二, 六, 十九東大寺領伊賀国名張郡定使懸光国解案, 天仁元, 三東大寺政所下文一同1174, 1180, 1261, 1693号)ので、こゝでも東大、興福両寺の争いとなつた。その爲両寺から關係文書を提出し、結果は東大寺側の勝となつて、黒田出作田の中に含有される事となつた(同1739号)。

次に應保年間東大寺黒田庄預所覺仁が黒田庄一円化の爲に兵を卒いて隣接の黒瀬保(東大寺出作田一平安遺文1261号)に侵入し、住人源俊方を逃走せしめ、俊方は安元々年在庁官人及び興福寺の武力

を背景に黒田庄と争う事となった(安元元, 十一, 八東大寺三綱等解<sup>(9)</sup>—東大寺文書)。安元々年閏九月(二十三), 伊賀国在庁官人は解<sup>(10)</sup>(影写本東大寺文書)を奉って黒田庄民が出作公田なりと称じて公領を掠領する事を訴えた。而してこれは国司の意志によってなされたものでない事は安元々年十一月一日二十日, 伊賀国司庁宣案<sup>(11)</sup>(影写本東大寺文書)によって知られる所である。而して安元々年十八日の東大寺三綱等<sup>(12)</sup>の解によると国司が興福寺の權威を借り, その費用の爲と称して種々の新儀を巧み出し種々の濫吹をなしたが, これは全く下司, 壬生俊方(在庁官人でさきの源俊方と同人か)の所爲であると見えている。即ち在庁官人等は興福寺との或種の了解を以て黒田庄に臨んだ様である。その後俊方は元暦元年にも黒田庄在家数百宇を焼失せしめている(応保二, 五, 二十二左弁官下文—東大寺文書四)。

鎌倉時代には黒田庄とその西隣にある興福寺傳法院領大和国長瀬庄との境の論争に於いて正治元年八月, 長瀬庄内龍穴寺の所司等が興福寺の威を借りて東大寺領黒田庄内, 北滝口と唐懸の二箇所は龍穴寺の所管内にありと称して押防をはじめた事件がある(正治元, 九龍穴寺所司等状案—東大寺文書, 三國地志「伊賀国名張郡」条—大日本史料四の六, 262頁, 東大寺文書「黒田長瀬境相論證文目録—同265—6頁)。それに対し東大寺は正治元年十月(一)及び同二年四月(十八)に解状を上<sup>(14)</sup>って言上したが, この争いは東大寺の勝に帰した様である。

以上の如く興福寺と東大寺の争いに於いて前者が自領及び東大寺領内住民と結んだという事は, その莊園構造の中にある反古代的性格(比較的にはあるが), 即ちより多く, 在地民を莊園構造の中に組み入れて行く行き方によるものであったと思われる。

(註一) 歴史学研究, 六の四, 竹内理三氏論文4頁

(註十一) 同455頁

(註二) 竹内理三氏「日本上代寺院経済史の研究」75, 81頁

(註十二) 同

(註三) 竹内氏「寺領莊園の研究」296頁

(註十三) 同461頁

(註四) 中村直勝氏「莊園の研究」461頁

(註十四) 同458—461頁

(註五) 竹内氏前掲著81頁, 298—301頁

(註六) 同299—300頁

(註七) 石母田正氏「中世的世界の形成」217—221頁

(註十五) 安貞二年三月, 伊賀国興福寺領(正学寺, 壬生野庄, 予野庄)の住民が寺家並に地頭の威につり, 工役を対捍したという事(同月伊賀国工役催使申状—大日本史料五の四, 578頁)も寺家と地頭が在地民にとって同列に取上げられている点に於いて東大寺莊園には見られなかった現象であろう。

(註八) 竹内氏前掲著300頁

(註九) 中村氏前掲著455頁

(註十) 同454頁

## 二、眞言宗諸寺

東寺は延暦十五年桓武天皇の建立で(扶桑略記, 東宝記), 天皇の勅願寺たる梵釋寺等と共に教界廓清の爲に創建されたもので, その立場は律令的佛敎統制のそれであり, 従ってその寺院としての性格も当初に於いてかくの如く規定されていたと思われる。それが眞言宗の本寺となったのは弘仁十四年正月空海に賜わり(弘仁十四, 正, 十九民部省符—平安遺文76号), その住寺となってからである。従來の寺の中で空海の勢力範囲に入ったのは和氣清麿の神願寺(神護寺)があり, その外南都の東大寺, 弘福寺, 大安寺等官大寺も眞言宗と密接な関係が出来, 空海ははじめその後継者にして此等の寺の住僧となり, その別当に補せられるものも続出した。特に東大寺は空海以後眞言宗の僧侶でその別当となる者が多かった(平安時代の別当71人中, 眞言宗は24人, 法相宗一主に興福寺系統と見られる—は5人に過ぎない)。かくて眞言宗は聖武天皇の勅願寺と政治的に密接な関係に置かれたが, これは眞言宗の祈禱的要素が南都佛敎の鎮護国家性とマッチするものがあつたからで, その現世利益的性格に於いて眞言宗の持つ古代性が同じく律令国家の古代の理念に沿うものがあつた爲であろう(この事については更に機会を改めて考察し度いと思つている)。延暦政府の佛敎統制政策も亦この点では南都佛敎の理念の正しき継承者たる事にあつたのであつて, それは佛敎をして国家に奉仕せしめ

んとする律令的理念の具現化を志したものに外ならなかったのである。東寺が空海に與えられたのも、それが天皇の勅願寺であったから容易に運ばれたのであろう。延喜玄蕃式の十五官大寺の中には東寺が含まれている。眞言宗と東大寺との結びつきは眞言密教の有する古代性にあったとすれば、同じく官大寺である東寺との結びつきも必ずしも偶然とは言えないであろう。

以上の事柄は又社会経済的にも東寺その他の眞言宗寺院の性格を規定するものがあつたと思われる。東寺の封戸について見ると

弘仁三年 東大寺の官家功德封物2000戸をさいて1000戸づゝ東寺と西寺におさめることゝなる  
(日本後紀, 弘仁三, 十, 癸丑)

承和二年 上記1000戸の中, 200戸(甲斐50戸, 下総150戸)を東寺に寄せられる(続日本紀, 承和二, 正, 壬子)。残りの800戸も東寺に入れられた事は次の記録によって明かである。

遠伊甲上能越	江豆斐野登中	150戸 50戸 50戸 150戸 50戸 50戸	} (長保二, 十二, 二十九造東寺年終帳一平安遺文400号)
伯下武下	香総藏野	50戸 150戸 300戸	

(寛治三及び八伯耆国雜掌解案一同1286, 1328号)  
(嘉承二, 四東寺封戸済物進未勘文一同1677号)

上記長保二年年終帳によると東寺の収納396石8斗2升3合の中, 封戸よりの収納296石8斗6升1合である。

封戸制度の崩壊は東寺の場合にも反映しているのであって上掲の嘉承二年, 東寺封戸済物進未勘文によると十箇国の中, 全部未済が七国, 一部未済が三国となっている。承平二年十月の伊勢大神宮司解(平安遺文242号)にも「件寺雖有千戸之封、諸国申損狀、年來之所納只二百七十戸也」という状態を示し、延久元年(九)東寺請文にも東寺が灌頂院を造立せんとし、その費用を請うことについて「寺家本自納物不足、難支用途、千戸封物有名無実、寺内荒廢職此之由也」と述べている(東宝記)。

次に莊園について見ると

成立年	荘名	所在国	成立原因	面積 (特記以外は施入時)
延暦二十二年	川合庄	伊勢国	勅施入	66町(承和十二, 九, 十民部省符案一平安遺文76号)
弘仁三年	大國庄	伊勢国	布施内親王の墾田を空海に寄せたのを改めて勅施入すると伝う	185町9反180歩(同35, 76, 242, 399号)
同 年	垂水庄	摂津国	同	(弘仁三, 十二, 十九民部省符案一同35号)
同 年	高興庄	越前国	同	同
同 年	蒜島庄	?	同	同
承和(十三)年	大山庄	丹波国	勅施入	44町140歩(その中墾田9町140歩)(平安遺文77号, 467号)
寛仁四年		山城国	済信に勅施入	水田50町(東寺長者補任)
康平以前	広瀬庄	大和国		見作田7町8反80歩その他畠(年未詳広瀬荘丸帳一平安遺文982号)
承暦三年以前		美作国		(承暦三, 三, 二雜掌下文案一同1163-5号)
承暦四年以前	檜牧庄	大和国	僧寂覚相伝の私領	(承暦四, 八, 二十九売券一同1176号)

永保二年以前	大嶋庄	大和国	僧某年来の所領	家地合せて2町(永保二,五,七売券一同1191号)
嘉保三年以前	大槻庄	?	僧延尊私領	(嘉保三,七,四僧定深解一同1358号)
康和二年以前	蒔田里	(美濃国 <sup>ムシロ</sup> 席田郡?)	平師衡施入か。定賢(応徳元一康和二,長者)の時寺領となる	36町(長治三,二,七平正盛解一同1651号)
嘉承元年		河内国	もと大納言藤原経任家領,法師任幸より施入	23町8反(嘉承二,三,十八官宣旨案一同1673号)
天永元年以前	高田庄	山城国	大納言源俊明家領を施入	7町5反120歩(天永元,七,二十八東寺解一同1728号)
保延元年以前	弓削島庄	伊予国	行遍大僧正の時宣陽門院のはからいによって施入されたという	(保延元,九,十三留守所下文一白河本百合文書,建治元,七,二十八東寺供僧連誓申状案一百合文書と)
延応二年	太良庄	若狭国	仁和寺道如法親王より寄進	建長年間28町 <sup>(2)</sup> 1反314歩
仁治三年		安芸国	勅旨田(もと宣陽門院領)	正安年間14町8反60歩(仁治三,三,三十行遍誓状一百合文書り,正安二,十二,七馬上帳一百合文書と)
寛元元年	高殿庄	大和国	もと東大寺領	久安年間25町 <sup>(4)</sup> (久安三,七東大寺御油六十六町事一東大寺文書四)
寛元元年	鳥取庄	備前国	宣陽門院施入	年貢1000石の中13石 <sup>(5)</sup>
建長四年	平野庄	大和国	暦仁二年宣陽門院から行遍に寄せられた私領を八幡宮料にあてる	9町6反320歩 <sup>(6)</sup>
文永二年	秋穂二島庄	周防国	宣陽門院女房家領たりしを行遍に施入さる	(文永二,七,九新院々宣一百合文書る)
建治二年	大成庄	尾張国	多度神宮寺領たりしを東寺の直務とする	嘉承元,八,十四宣旨案一平安遺文1663号,建治三,八,十五院宣,同十八了遍誓状一百合文書つ)
永仁三年	鹿子木庄	肥前国	沙弥寿妙の孫高方より参議太宰大貳美政に寄せ後東寺に寄進	〃 <sup>(7)</sup>
正和二年	上桂庄 (上野庄)	右京	後宇多院寄進	応永年間5町 <sup>(8)</sup>
同年	拜志庄	山城国	同	11町5反120歩 <sup>(9)</sup>
同年	矢野庄 (久富庄)	播磨国	同	仁安頃43町1反30代 <sup>(10)</sup>
元亨二年頃	三平高田郷	安芸国	同	(11)
正中三年以前	僧太郷	常陸国		貞応年間826町 <sup>(12)</sup>

以上によって見ると東寺荘園は承和十二年の大山庄まで勅施入のものが大部分を占め、それ以後荘園時代を通じて平安時代に於いては寺領の増加は見る可きものがなかった。而してその経営方式は詳かでないが、平安時代のものについては承平二年九月(二十二)丹波国牒(平安遺文240号)によると丹波大山庄余部郷に於いて「本自無地,百姓口分班給在地郷々,因茲当郷調絹、爲例付、徴郷堪百姓等名」とあるのを見ると、口分田的な封戸形式がとられていたのではないかと思われる。天永二年,山城国司が葛野郡東寺領田堵をして官物を東寺の政所に納めしめた事(天永二,正,二十山城国司庁宣一平安遺文1740号),大山庄の如き四十四町の中,墾田は九町に過ぎなかった事も、この寺の荘園が東大寺等と同様律令政權と密接な関係に置かれ、古代国家の手によって占定寄進、開発維持されるものがあった事を語るものではあるまいか。而して以上は同じく眞言宗の寺である金剛峯寺その他についても見られる様に思われる。

- (註一) 大屋徳城氏「日本仏教史の研究」第一巻149—153頁 (註七) 同 449—450頁  
 (註二) 竹内理三氏「寺領荘園の研究」439頁 (註八) 同 453—454頁  
 (註三) 同 444—5頁 (註九) 同 453頁  
 (註四) 同 446頁 (註十) 同 460頁  
 (註五) 同 445—6頁 (註十一) 同 461—462頁  
 (註六) 同 447—8頁 (註十二) 同 461頁

金剛峯は弘仁七年七月の官符(官符等編年雑集)で空海に入定を許された寺である。先づ封戸關係から見ると長承二年、若狭国65戸、越前48戸を施入され(同年正、二十九太政官牒—高野山文書一、321号)、同年八月、上の封戸48戸に仕丁二人を課した(同年八、二十二民部省符—同324号)事がある。上の封戸は荘園化していたであろうが、それから仕丁が徴発された事によって見ても矢張り封戸形式による人身支配の形態がとられていた事が知られる。荘園については

成立年	荘名	所在国	成立原因	面積(特記なきものは施入時)
弘仁七年	阿氏川庄	紀伊国	官符により四至を定め天曆四年仲応が開発する	保延年間51町5反240歩(高野山文書五、1108号、同八、1913号)
弘仁?(空海)頃	荒川庄	紀伊国	空海御手印官符の土地。その後平等院明尊が四至を定めて鳥羽院に寄進し、その後美福院に伝えられ、平治元年美福門院が鳥羽院の菩提の為に高野山に堂宇を建てこの荘を寄進する	左記官符の土地1000町、元久年間48町余(本免田20町、加納田28町)(同一、326号、同三、383、829号、同七1558号、同八、1797、1798号)
長保以前			雅真(長保迄)の時、東三条院の御願山王院に寄進	六ヶ郷(高野山文書七、1661号)
寛治五年	能美庄	安芸国	白河院の寄進(鳥羽院の寄進ともいう)	108石(高野興廢記、高野春秋—大日本史料三の二、131—2頁、高野山縁起—高野山文書八、1748号)
嘉承二年	名手庄	紀伊国	官符により大塔に施入	41町1反30歩(見作田3町1反30歩)(高野山文書四、111号)
大治二年	可部庄	安芸国	白河院より寄進	108石(同七、1661号)
大治四年	石手村	紀伊国(那賀郡岩手村に当るか)	伝法院領となさん事を請う	(同八、1800号)
長承元年	海之庄	安芸国	鳥羽院より寄進	(同七、1661、同八、1748号)
康治元年以前	神野庄	紀伊国	住人長依友より寄進	建永年間18町8反(同七、1607号、同三、829号)
承安五年	相南楽部庄	紀伊国	前齋院五辻宮より蓮華乘院に寄進	建永年間相楽庄30町、南部庄200町(同一、279、280、286号、同三、829号)
文治元年以前			僧琳宗私領	1反(同三、775号)
文治二年	太田庄	備後国	後白河院の寄進	建永年間86町3反350歩、嘉禎年間263町7反330歩(畠100町9反30歩、不作田102町7反20歩)(同一、3、113号、同三、829号)
文治五年	下和佐庄	(紀伊和佐村)	石清水成清が随心院に寄進	(石清水文書六、50号)
文治年間以前	大谷庄	紀伊国		140町(高野山文書三、829号)
建久四年以前		紀伊国	良印の所領	1反150歩(建久四、六、十六沽却状—大日本史料四の四、499頁)
正治二年以前	大谷村	紀伊国	上の大谷庄の一部か	1反(正治二、閏二、十七沽却状—大日本史料四の六、849頁)
同		紀伊国		(正治二、閏二、二十一沽却状—同850頁)

建保六年以前	寺宇上 賀原 町村	?		63町7反30歩 32町8反320歩 59町2反130歩 (建保六, 三, 十(十一) 徴符一大日本史料四の十四, 925頁)
宝治元年以前	静川庄	紀伊国		建永年間30町(高野山文書三, 829号)
永仁六年以前	浜中南庄	(紀伊, 浜中郷?)		57町310歩(正作田3町6反30歩) (同四, 168号)
正和五年以前	近木庄	和泉国	丹生社所領	78町1反310歩(田成は3町5反40歩) (同七, 1486, 1488号)

以上管見にふれた鎌倉時代迄の寺領について見るに高野山領, 特に平安時代に施入された主要なもの(阿岳川庄, 荒川庄, 名手庄, 太田庄)は勅施入, 又は院の施入であり, その廣大な田積も不作田の多い(浜中南庄, 近木庄も同様)のは最初囲い込んで後開墾されたものである。寛弘五年, 金剛峯寺が紀伊国, 伊都, 那賀, 有田三郡司をして寺領の雑事を糺行せしめた事があるが, その通牒(寛弘五, 十, 二十七一大日本史料二の六, 242-3頁)の中に国造及び白河寺の防げによって造塔に差支えを生じた事が見え, 三郡司の糺行は言わば此等地方住民の押防を古代政權に依って抑えようとしたものであると思われる。寛弘年間には未だ律令政權が根こそぎに崩れ去って居らず, そこでは郡司は国家の下級官人としての役割の一部をになつて居たものもあつたであろう(中世中頃から出現する高野山の商人的活動が高野山の莊園支配の衰頽と関係があつたとすれば, そのよつて來たる所は既にその成立期に於ける莊園經營の特質の中に求められるのではあるまいか)。以上の傾向は他の眞言系の寺院にもあつたのではないかと思うので, 関係史料の比較的残っている醍醐寺や貞観寺について見る事にする。

(註一) 東京大学教養学部「歴史学研究報告」二、井上光貞氏論文117, 146頁参照

醍醐寺は醍醐天皇の御願(新儀式)で聖宝を開基とする(醍醐寺要書)。

封戸については

承平三年 藤原忠平45戸(信濃と讃岐)施入(醍醐寺要書, 慶延記三一大日本史料一の六, 755頁)

承平四年 後山科陵々戸及びその調庸を寄進(慶延記十三一同797頁)

承平六年 中宮50戸施入(醍醐寺要書)

天慶九年 朱雀院50戸施入(同及び日本後記, 天慶九, 十二, 十一)

安和二年 藤原在衡50戸施入

次に莊園について見ると

成立年	莊名	所在国	成立原因	面積 (特記以外は施入時)
延喜十一年	前滝庄	山城国	観賢の施入	1町6反 <sup>(2)</sup> 347歩
延喜十四年	安食庄	尾張国	統正王御領を宣旨によって施入	(承久四, 正醍醐寺解状一大日本史料五の一, 509頁)
延長六年	得蔵庄	加賀国	根本准胝堂領として勅施入	本田50町, 不作田50町(醍醐雜事記及び承久四, 正醍醐寺解状一同510頁)
醍醐天皇の時		河内国	勅施入	(平安遺文1056号)
天慶二年	曾禰庄	伊勢国	藤原忠平が三味堂領に施入	地子100石(醍醐雜事記)
天慶五年	笠取庄	山城国	元方卿施入?	醍醐寺文書一, 169号
天曆二年	曾禰庄	伊勢国	朱雀院より施入	140町100歩(天曆七, 八, 五民部省符一醍醐雜事記, 承久四, 正解状一大日本史料五の一, 508頁)
天曆七年	高治羽田庄	加賀国	官符により施入	100町(天曆七, 八, 五官符一雜事記)
天曆年中	五箇庄(郡, 若江, 南北志紀, 渋川)	河内国	勅施入	195町9反30歩(雜事記)

康和元年		山城国	山科陵々戸(5戸)を寺領となさん事を請う。	(平安遺文278号)
応徳二年	柏原庄	近江国	郁芳門院の寄進	109町3反30歩(壘田26町2反250歩)(平安遺文1234号)
応徳三年	牛原庄	越前国	越前守源高実円光院に寄進(又白河院の寄進とも伝う)	200余町(見作田20町)(醍醐雜事記一大日本史料三の一、44—46頁、承久四、正解状一同五の一、509頁)
永長二年	山鹿庄	肥後国	無量光院に白河院より寄進	1256町4反36歩(醍醐雜事記 <sup>(2)</sup> )
建仁三年以前	中夾庄	越前国		(醍醐寺文書一、185号)
同	大野木庄	近江国		(同)
同	庄林庄	越前国		(同)
建暦元年以前	石黒庄	越中国		(醍醐寺文書一、1号)
嘉祿三年		山城国	東安寺領を成賢が寄進	1町2反(同、203、227号)
寛喜三年以前	高良庄	筑後国	遍智院成賢の私領	(同、208号)
同	金丸庄	阿波国	同	(同)
同	黒田庄	伊勢国	同	(同)
同	嶋末庄	周防国	同	(同)
同	吉田庄	肥前国	同	(同)
建治元年以前	野鞍庄	摂津国	普成仏院領	永仁年間6町9反20歩(同229、239号)
建治三年以前	仲庄	摂津国		(同214号)
弘安五年		尾張国	浄金剛院領として国衙領を寄進	240町4反300歩(田、畠)(同234号)
永仁三年以前	楠橋庄	筑前国		(同240号)
正安元年以前			俊円の私領	1反(同243号)

醍醐寺は諸国の封戸は少いが、その荘園に封戸形式の見られるものがある。例えば上掲の醍醐天皇施入の河内国荘園は延久三年(五、六)の官宣旨案(平安遺文1056号)によると「寺家者は本自無一分封戸、偏以河内庄一所、僅支寺用之計」とあるのを見ると封戸形式をどっていたのではないかと思われ、康和元年施入の山科々戸も封戸形式の坪付がついたものを寺領としたものである。その外、荘園の数十町乃至百町以上のもの少からず、又勅施入、或は皇族施入のもの多し、事、そして未開地の多いものもある事(得蔵庄、柏原庄、牛原庄)等に初期荘園的傾向の濃厚である事が察せられるのである。

(註一) 竹内理三氏「寺領荘園の研究」224頁

(註二) 同 228頁

貞観寺は藤原良房が眞雅とはかって仁壽のはじめに建てた私寺で眞雅に附属した(三代実録、貞観十六、三、二十三)。貞観寺には封戸の見えるものはない。その荘園においては

成立年	荘名	所在国	成立原因	面積(特記なきものは施入時)
貞観三年(六)	長友庄	美濃国	権博士守部広嶋の施入	116町2反83歩(熟田60町余)(平安遺文165)
貞観四年		山城国	山城大領掃部豊成の地を施入	熟田3町2反54歩、地2反229歩(同)
同 年	若女庄	美濃国	藤原良房の施入	16町9反162歩(熟田13町余)(同)

同	年	田宮庄	越前国	同	11町9反179歩(熟田11町余)(同)
同	年		山城国	藤原忠宗施入	1町4反200歩(同134号)
同	年		山城国	内蔵寮田施入	1町(同165号)
貞観五年			山城国	秀良親王家施入	8反(同136号)
同	年		近江国	庶民文室宮田麿の土地を勅施入	家地15町, 水田35町(三代実録, 貞観五, 八, 十五)
同	年		山城国	元興寺僧智珠の畠を施入	6反180歩(平安遺文141号)
貞観六年		市野庄	遠江国	内蔵寮所有地を施入	164町(又は179町その中熟田95町余)(三代実録, 貞観六, 三, 四及び平安遺文165号)
同	年	辛鍛治庄	丹波国	故大納言源定の賜田を施入	熟田20町(同165号)
同	年	栗田庄	美濃国	同	熟田15町(同)
同	年	枚田庄	美濃国	同	熟田15町(同)
同	年		山城国	もと内蔵寮の土地を公施入	9町2反239歩(田3町余, 畠1町余, 荒地4町余)(平安遺文145, 165号)
同	年		美濃国	守部秀名の地を施入	6町(同165号)
貞観七年		比自岐庄	伊賀国	散位日下部氏継の地	7町4反314歩(熟田6町余)(同)
同	年	高家庄	遠江国	清原池貞一身田を勅施入	12町9反324歩(三代実録, 貞観七, 九, 十四, 及び平安遺文165号)
同	年		遠江国	空地地を公施入	160町(三代実録, 貞観七, 十, 二十八)
貞観八年		多芸庄	美濃国	同, もと不破郡権少領宮勝の地	60町(三代実録, 貞観八, 正, 二十, 及び平安遺文165号)
貞観九年		大野庄	信濃国	故右大臣(良相)家領を施入	102町2反(熟田10町余)(平安遺文165号)
同	年	山本庄	武蔵国	同	9町7反300歩(熟田2町余)(同)
同	年	弓削庄	武蔵国	同	4町1反20歩(熟田1町余)(同)
同	年	広瀬庄	武蔵国	同	33町5反288歩(治田31町余)(同)
同	年	小野庄	下野国	同	14町2反300歩(熟田8町余)(同)
同	年	深津庄	備後国	同	95町(浜と山)(同)
同	年	苧津庄	伊予国	同	49町5反131歩(同)
同	年	多芸庄	美濃国	同	80町(同)
貞観九年頃			山城国	同	畠3町3反260歩(熟2町)(同)
同			山城国	刑部丞高階常河及び上座延祚, 僧淳達等寄進	寺辺2町6反(同)

以上貞観寺の荘園について見るに、その施入は大抵貞観年間前後に集中され公地の施入少からず、個人の施入も中央貴顕によるものが大部を占め、又それ等の中田積の大きいものには荒蕪、空地の施入が多くあり(長友庄, 貞観六年及び七年の遠江国長上郡の田地, 貞観八年美濃国多芸郡空地, 及び貞観九年藤原良相施入地), 貞観十四年の田地目録(平安遺文165号)によると寺地755町7反82歩の中, 熟田は327町7反242歩, 荒地143町3反86歩, 未開地271町.6反1歩, 畠8町113歩となっている。これ等によって見ても醍醐寺等と同じく荘園形成に初期的性格が見られると思うのである。

### 三. 荘園と八幡

さきにのべた如く東大寺の土地経営は封戸形式をとるもの多く、人身への直接支配による古代的

支配形態がとられたが、この事は東寺その他眞言宗寺院についても大体言い得る所である。かゝる古代の支配形態は思想的に見ると佛教の鎮護国家的又現世利益的色彩の濃厚さと関係するものである。それは例えば佛教の古代性のあらわれとしての神佛習合の面について見ても東大寺を代表とする南都佛教並に東寺その他の眞言系寺院が八幡信仰と浅からざる関係を持った事にもあらわれている。その中で東大寺領の場合は八幡の鎮守とその神人の設置は、それ等の莊園が勅施入の地であり、莊民は本来大佛の奴婢たる事にその根拠が置かれているといわれているが、この関係はその他にも通ずるものと思われる。

先づ東大寺領の場合について見ると紀伊国隅田八幡の名が長治二年に見えるが（紀伊統風土記一大日本史料三の八、376頁）、建久八年その社領に東大寺の夫役を課している（建久八、正八幡宮公文所下文一大日本史料四の五、519頁）。東大寺領に八幡の鎮守された例はその他、文治三年東大寺重源は周防国佐渡郡に阿彌陀寺を建て（阿彌陀寺文書、重源上人誓願之記一同四の二、212頁）、そこに護法神社として八幡、熊野、春日、金峰山、山王、白山を祭り（阿彌陀寺鉄塔銘一同四の二、215頁）、又播磨大部庄の淨土寺も建久の頃、重源によって創立されたが、嘉禎元年淨土寺の一隅に八幡宮を創立した<sup>(2)</sup>。又天福元年に乗俊は土佐の崎浜村に八幡と再興した事が傳えられる（古文叢一、一同五の九、353頁）。嘉祿元年には伊賀国柄田、玉滝、眞木山、湯船、内保の五箇村（黒田庄の出作田）に八幡宮神人役を定め、黒田庄では寛元々年にこれを置いて居る事によっても、そこに八幡宮のあった事が知られる。その外、中世の記録に見える鎮守八幡には美濃国茜部庄（東大寺統要録「寺領」章）、攝津猪名庄（同）、美濃国大井庄（東大寺文書）、等がある。それ等は東大寺の古代的支配体制の動搖に対処する新たな処置と見られる。かゝる八幡の勧請され、神人の設置された土地は神佛の支配する土地であるという観念があり、それによって社寺は、その莊園に対して課役を惜みなく課すると共に、その強制の爲にも神人を用いた。天永二年、東大寺鎮守八幡宮の衆徒が秋の御八講の費用として運上物の欠滞なき様木本庄（末寺崇敬寺領）に催促している（天永二、九、四東大寺鮮一大日本史料三の十二、5頁）。東大寺はその所勘に従わざる莊園内の悪党に対しては、その土地を没収して八幡宮に寄進した。元久二年、黒田庄に於いて關東御家人の威を借り東大寺に秀捍し寺領を押妨し武芸につづり、衆徒に違背した平康兼という者を寺の御敵なりとて追却し、その所領を八幡宮に寄進した（元久二、七箇綱等寄進狀一同四の八、797頁）。遡って長治元年七月、東大寺八幡宮の司が別当勝覺に別院崇敬寺の所領、紀州木本庄の事を言上しているが、それによると三河守源有政が寺領を横領し、崇敬寺の僧侶と語り東大寺の所勘に従わず、修造料を徴すれども應ぜず。それに対する処置として前別当永観がその非条（有政の沙汰）を停止し、地子を分って東大寺八幡宮に寄進する事にした事が見えている（長治元、七、二十八幡宮司上啓一同三の七、626頁）。而してこの上啓には八幡宮八講の結衆が連署している。

興福寺領では河内国岡村庄（大乘院寺社雜事記一卷431頁）、益田庄（同五巻432頁）の外、江口庄、南郷四ヶ庄、壬生野庄、鯉江庄等にも春日社が鎮守されたが、これ等も八幡社と同類の役割を行ったものと思われる。

東寺領について見ると東大寺と同様、本寺（建長四、八、十七聖宴申狀一百合文書よ）はもとより、その地方莊園にも八幡が鎮祭された。例えば弓削島庄（保延元年以前成立一既述）には東寺領になる前から八幡が存在した（文治四、九、二十九伊予弓削島庄検田目録一百合文書と）が康暦、永享年間には丹波篠村（大山庄）八幡宮の名が見え（康暦三、二及び永享五、八、十大山庄年貢散用狀、永享三、九、二十丹波篠村八幡宮段銭配符一百合文書に）、又同じ頃播磨八幡宮あり（永享三年、二十一口方評定引付一同ち）建武年間には太良庄に三社あった事が傳えられ（建武元、八、二十一太良莊百姓起請文一同は）、垂水庄にも鎮守八幡が円隆寺と並んで存在し、下久世庄（尊氏施入）も東寺八幡の料所となり（莊園志料）、建治三年には大成庄を寺家の直務として東寺八幡宮の料所とした（建治三、八、十五院宣、及び同十八了遍書狀一同つ）。

次に金剛峯寺領に於いては嘉禎二年の太田庄に八幡宮があった事が傳えられ(嘉禎二年太田庄山中四郷在家目録一高野山文書五, 950号), 正應年間には荒川庄に鎮守三船八幡あり(正應三, 八, 八荒川源八義賢起請文一同一, 360号), 元弘三年には小河, 柴目両村(神野真国庄内一同七, 1626号)に鎮守八幡あり(元弘三, 十一, 八庄官等起請文一同八1783号), 建武二年には隅田南庄に(建武二, 八, 十六下司起請文一同八, 1780号), 観應二年(正平六年)には鞆淵庄(紀州石走村にあり, 建保六年石清水領から神野真国両荘に奪回された一建保六, 十, 十七按察使政所下文一大日本史料四の十四, 792頁)にも当庄鎮守八幡の名が見え(観應二, 二, 五鞆淵庄下司景孝契状一高野山文書四, 48号), 永仁六年の浜中南庄には八幡朝拜田があった(永仁六, 十一, 十九浜中南庄惣田数注進状写一同168号). 醍醐寺には貞治六年の頃, 鎮守八幡のあった事が見える(貞治六, 九, 二十七足利義詮御教書及び寄進状一醍醐寺文書一, 52, 53号)外, 六条八幡宮(建武五, 八, 十一足利尊氏御教書一同15号), 三条坊門八幡宮(応永二十六, 三, 二十一足利義持寄進状一同90号)の名が見えている。(この中, 六条八幡宮は上掲尊氏御教書に, 三寶院賢俊を六条八幡宮別当職に安堵する事が見えるから醍醐寺関係のものである事は明かである.) その外醍醐寺には寺領毎に清滝一所を匍請した事が満濟准后日記に見えている. 因に延暦寺領に日吉社の鎮守された事は周知の事実とされているが史料の上では, 鎌倉以前は管見では皆無である.

以上の様な莊園における八幡宮の鎮守はその莊民に対する支配体制を強化する爲であった. 正平八年(十, 二), 高野山領鞆淵庄の番頭百姓等の請文(高野山文書五, 935号)に彼等が年貢を怠れば強々の呵嘖を受く可き事が見え, 同じく正平八年(七, 二十八)大集會事書(同四, 253号)には鞆淵庄雑米は毎年十月十六日以前に納めしめる事とし「若背諸衆御評定之旨、無沙汰者、麥(夏)衆等被差下懸、番頭等可及嗷々呵嘖之由、急速可下知」とあり, 文永三年(十二, 十四)丹波大山莊地頭源基定年貢注進状案(百合文書に, 2号)にも「若致懈怠者、且被差下呵法御使」とあり, 下って永享三年(九, 二十)の丹波篠村八幡宮段錢配符(百合文書に, 153号)には「若無沙汰在所者、以譴責使可致催促者也」という言葉が見えるが, この嗷々呵嘖や呵法御使の役は僧兵, 寺使の外に鞆淵庄や大山庄の八幡の神人にあったであろう. 寛喜二年(六, 十三)興福寺は春日社領, 阿波富田庄及び津田島庄の神人に令して泰兼法師の使者の乱暴をとらめ, 社殿造営の材木を運上せしめた(同日興福寺別會所下文一大日本史料五の五, 747頁). 泰兼は莊園末寺の僧であろう. 春日社領に於いて神人は所領に神木を立てる事によって莊民を威圧し, これに対し下司公文以下の莊民は神木をぬき去って抵抗し, 又東大寺領播磨大部庄淨土寺時衆の分離運動にも彼等は同莊八幡神人を負傷せしめたことがある(乾元二, 二, 二十八東大寺衆徒解一東大寺文書).

以上の如く八幡の鎮祭は直接その神人の武力による莊民の威嚇となったが, それと同時にその莊民を八幡の神威そのものによって威圧し, その支配を強化する作用をなした. 正慶元年(七, 十二)荒川庄々官等の請文(高野山文書七, 1546号)には, この請文に違えば神々の冥罰を受く可き事が見えるが, 正應三年(八, 十)仲八入道成妙及び沙彌如願以下の起請文(同七, 1563, 1564号)及び應永二十年(八, 七)下司代治部外四人起請文(同八, 1796)には, 若し請文に違反せば神々, 「殊に」大師明神, 当庄(荒川庄ならん)鎮守三船八幡其他の神罰を蒙る可き事が見え, 下って應永元年(十一, 十六)高野山領紀伊官省符莊廿村百姓の起請文(同七, 1632号)は領家に対する忠誠を神通寺にある鎮守の神の前で神水を飲んで起請したものである. 又應永二十年(七, 二十八)三船ヨタ起請文(同八, 1787号)や元弘三年(十一, 十八)小河柴目庄官等起請文(同八, 1783号)及び建武二年(八, 十六)隅田南庄御房丸起請文(同八, 1780号)には「日本国中大小神祇(諸神)」「殊丹生高野両大明神高祖(大師遍照金剛)」「別(当鎮守三船)八幡大菩薩」又は「別当庄鎮守正八幡宮」の御治罰を受く可き事を述べている. この「殊に」とか「別して」とかによって諸神の中でも特に鎮守神(八幡)を指すのは, 高野山領に於ける八幡鎮守の目的が奈邊にあったかを示すものである. この事は又東寺の莊園に於いても, その例少くない. 而して此等神祇の冥罰は莊民のみを対象とする

ものではなく衆徒の起請文の中にも見出されるが、寺院並に莊園領守の神々は主として莊民統制の上にその最も大きな役割を果しているのである。而してその際、佛が普遍的慈悲救済の主体であるのに対し、神の「威怒」が莊民威圧の上に作用して居るわけで、こゝにも神佛習合の歴史的意義の一つを見出す事が出来るのである。それは言わば莊園経営に於ける古代的性格であり、しかもその起源は平安時代に遡る南都佛教（特に東大寺）や眞言宗の古代性の中に求める事が出来る。この点については同じ南都佛教でも興福寺（本寺並にその莊園に八幡の事が史料の上に見られない）はやゝ事情を異にするものがある様である。

既述の如く興福寺は東大寺領への進出に於いて在地民との連契を取っているが、貞和五年東大寺の八幡祭りの時、興福寺衆徒の凌蔑を受けた事があるが、これはいわば在地の争いの延長と見る可く両者の莊園争いの性格を暗示するものである。その外興福寺は眞言系寺院との間にも莊園関係の事で争いを起しているが、眞言宗や東大寺と親密関係を持った石清水との間にも屢々系争を持って居り、而してその多くは莊園争いによるものであった。その中、石清水とのものは大治四年、興福寺領山城国大隅庄預りの僧淨賢が石清水の所領を押防し、嘉禎元年（十二、二十）の争いは石清水領薪庄に於ける興福寺領民の新儀を停止せんとしたものであり、又眞言宗寺院との争も正應四年、金剛寺領和田庄に対する興福寺僧祐実の横妨によるものである所に両寺の莊園争いの性格の究明の手がかりを與えるものがある。（石清水と延曆寺との争いについては本論の四、23頁参照。なおこれ等の問題の鮮明の爲には神仏習合に於ける八幡信仰の特殊性及び石清水領の性格の究明がなされなければならない。）

（註一）石母田正氏「中世の世界の形成」208頁

（註二）中村直勝氏「莊園の研究」309, 317頁

（註三）石母田氏上掲著207—8頁

（註四）歴史学研究七の五、高坂好氏論文212—3頁

（註五）石母田氏上掲著191頁

（註六）高坂氏上掲論文212—213頁

（註七）歴史学研究十二の四、笠原一男氏論文49頁

（註八）石母田氏上掲著213頁

（註九）中村氏上掲著333頁

（註十）東寺百合文書へ、187, 188号、永正四、六、

十三山城久世庄公文

（下司）職人請文案

同 と、75号、永仁五、九安芸新  
勅旨田文書案

同 ち、4号、応永二十八、十二、

二十一口方辭定引付

同 に、197号、文安三、四、三十

丹波大山莊年貢算用状

同 に、130号、応永二十七、十二、

同二十九、十二若

狭太良莊年貢算用状

（註十一）竹内理三氏「寺領莊園の研究」302—3頁

（註十二）東寺百合文書に、200号、文安三、九雜

掌二間状案

金剛寺文書 80号、正應四、三金剛寺衆  
徒申文案

（註十三）石清水文書一、154号、大治四、六、二十  
二官宣旨写

同 四、384—5頁、387頁、石清  
水年代記、嘉祿三、六、二十八及び同

三、七

大日本史料五の四、80頁、安貞元、八、  
十四

同 五の十、64頁、嘉禎元、五、  
二十三

同 嘉禎元、六、

同 105頁、嘉禎元、閏六、  
十九

同 393頁、嘉禎元、十二、  
二十一

石清水文書二、660号、嘉禎元、十二興福  
寺僧綱大法師等言上状

同 661号、嘉禎元、十二、二  
十石清水八幡宮護國寺所司解

#### 四、天台宗寺院（延曆寺）とその莊園的特質

延曆寺は最澄が延曆七年、叡山に山寺（一乗止観院）を建てたのにはじまり、その後弘仁十四年（二、二十七）迄、比叡山寺と称せられ（叡山大師伝）、延曆二十五年天台宗の獨立を認められる（延曆二十五、正、二十六太政官符一三代格二）まで公認されなかった。弘仁十四年比叡の山寺の名を改めて延曆寺と称する（叡山大師伝）、東寺が首次寺であり、貞觀寺（三代実録、貞觀十六、九、二十一及び延喜式）、醍醐寺（延喜十三、十、二十五官符一醍醐寺要書）、金剛峯寺（続日本紀、承和八、二、戊申）が共に定額寺であり、又東寺が桓武帝建立、貞觀寺が清和天皇御願寺（新儀式十五）醍醐寺が醍醐帝御願寺（同）であるのに対し、延曆寺は一つの私寺にとどまる。これは天台宗が最初から教義的にも法

華経により現世利益的色彩に乏しく、求菩提的且つ教化主義的傾向強く、その鎮護国家主義は一部の論者の言う如く律令政府の圧迫を免れんが爲の避雷針的役割のものであったかどうかは別としても、ともかくそれは、反貴族(反法相)的且つ庶民的教化主義を媒介とするものであり、畢竟それは佛教の律令的(古代的)理念としての鎮護国家主義とは縁薄きものであった。従ってそれは律令国家やその藩屏たる初期貴族の援護を受ける事も眞言宗に比べて少かった事は上に述べた寺としての性格や次に記す莊園的發展の上にも反映せざるを得なかったのである。

延暦寺への封戸施入は

天慶二年以前 陽成院が年々近江の封戸をさいて山の齋供にあてる(同年陽成院莊園施入願文)。(1)

康保四年 諸堂建立の爲、朝廷より500戸を寄せらる(天台座主記「良源」条)。

永祚二年 尋禪が妙香院に自己所有の100戸を入れる(山門堂舎記)。

長治元年以前 近江蒲生郡守富保が宝塔院の封戸となる(願泉寺文書一大日本史料三の七、570頁)。

上記のものがあげられるが、これ等は主に個人によるもので時代的に見てもその多くは莊園化したものであろうし、然らざるものも一時的のものであったと思われる。

次に莊園について見ると

成立年	荘名	所在国	成立原因	面積
貞観五年		近江国	人康親王及び常康親王家田施入	94町及び430町(三代実録、貞観五、四、十一)
貞観七年	塩庄	備前国	右大臣藤原良相が無助寺に寄進し無助寺より延暦寺に入れる	(相応和尚伝)
元慶五年(三年)	大浦庄	近江国	清和院の施入、浮囚浪人をあてる	28町5反189歩(三代実録、元慶五、三、十一、及び慈覚大師伝)
元慶七年	倭庄	近江国	西三条女御の施入	(相応和尚伝)
延喜十二年	津田庄	近江国	貞頼親王が西塔院に寄進	(寂岳要記下、西大寺伝記一大日本史料一の四、437頁)
天慶二年	小中嶋庄 太田庄	近越前国	安楽院に陽成上皇より施入	(2)
天禄三年以前	岡屋庄	?	藤原師輔が法華三昧堂に寄進	120余町、良源が160余町に拡張(慈恵大僧正御遺告)
同		近江国	常陸介察近生の所領を寄進	(同)
同	黒田江西庄	近江国	角武廉、同重名等が祖先菩提の爲施入	(同)
同	萬屋庄	近江国	桑名忠村が祖先菩提の爲施入	(同)
同	鞆結庄	(近江鞆結郷?)	判事大属武連の施入	60余町(同)
同	三津厨	出雲国	大弐師貫邦の施入	(同)
同	志積浦	若狭国	三河守遠名の施入	(同)
永祚二年			明王堂に勅施入	(比叡山諸堂建立記一大日本史料二の一、712頁)
保延元年以前		紀伊国	妙香院領	加納60町、本免20町(長秋記、保延元、九、二十九)
長徳四年			皇子内親王が御願観音院に所領を寄せらる	(小右記、長徳四、二、十五)
寛仁二年以前	志豆原庄	(近江志津村?)		(小右記、寛仁二、十二、二十九)
寛仁三年	八横瀬尾	山城国	叡山領たるを確認	(小右記、寛仁三、二、十六)
大治二年以前			藤原清衡の施入	700町(中右記、大治二、十二、十五)
寛元二年以前	佐野庄	下野国	妙音院領	(平戸記、寛元、二、三、十九一大日本史料五の十七、304頁)

建長四年以前	菅原庄	近江国	庄民の意志により 竹生島より叡山檀 那院に寄進	(3)
嘉禄二年以前	木戸庄 和邇庄	(近江、木戸 村、和邇村な らん)	根本中堂領 榜殿院領	(明月記、嘉禄二、七、二十四、天台座 主記一大日本史料五の三、288頁)
嘉禄二年	三方郷	但馬国	宣旨により榜殿院 領に寄進	(同)
同年以前		但馬国		(天台座主記一同376頁)
安貞二年	三村庄	近江国	西塔領	(天台座主記一同五の四、578頁)
寛喜三年以前	富永庄	(近江伊香郡 富永村?)		(明月記、寛喜三、正、二十、二十二、 二十六)
仁治元年以前	木津庄	(若狭木津郷)		(天台座主記一大日本史料五の十三、69頁)
仁治二年	大屋庄	(但馬大屋郷)		本作田41町1反6 (見作田24町19反) (門主伝一同961頁)

天台宗(延暦寺)関係史料は現存するものが少い(園城寺関係のものは更に少いので割愛する)ので以上によって結論を出すことは出来ないとしても、その荘園的發展は摂関時代に入って藤原氏の外護によってはじめられた様である。天台宗は發出より革新的旗印をかかげ、舊佛教と対立的関係にあったので、土地関係でもその遺産を継承せず又、最初は祈禱的要素乏しく民衆教化に重きを置いた事と、最澄の遺誡によって初期教團に於いては托鉢主義をとった爲に律令国家や初期貴族の土地寄進は殆んど行われず、その荘園的發展は南都や眞言宗に比して遅れた様である。權少僧都澄憲(建仁三年歿一尊卑分脈三、65頁)は延暦寺最勝講啓白文で「南都七大寺比、藁、田園皆爲三寶之地、(中略)、此外七道諸国、九州率土、山無大小、皆松坊比、担、寺不辨公私、悉国郡下領」と言っているのは上述の関係を裏書きするものではあるまいか。而してその進出は藤原氏の勢力が律令国家の官僚機構を變質せしめ、地方では中小古代家族の生長が村落の共同体的土地所有を崩壊せしめる時代になってははじめられた。従ってその寺領は藤原氏をはじめ貴族や地方豪族等の寄進によるもの多く、その荘園としての性質も初期荘園的な直接的支配は少かった(勿論比較の問題であるか)のではないかと思われる。寛仁三年、八瀬と横尾の延暦寺の荘園たるを確認された事について、この両荘の住民が天台の役人たるを望んだからであると傳えられている(小右記、寛仁三、二、十六)のは、東大寺の場合にその土地囲込みに対する在地の刀禰の反抗の例があったのに対して、延暦寺の場合は、その開発並に耕作が在地民の自営にゆだねられる事が大きかった事を示すものではないかと思われる。のみならず、その荘園的發展の遅れをとり返す為延暦寺は先進寺院の所領に対する喰込みを行う事になるが、その際もそれ等荘園内部の住民や末寺と結託し、その動きを利用して行く方法がとられている。

先づ舊佛教寺院所領への侵略には、天永二年二月の東大寺申文(平安遺文1743号)によると伊賀守孝清が延暦寺の悪僧や興福寺の僧と語り、東大寺黒田庄へ乱入した事が見えている。又承安三年五月二十日、山徒蜂起して興福寺荘園の北国にあるものを押妨し、承平三年には叡山の僧徒が奈良七太寺の荘園を横掠した。下って安貞二年(四、二十三)にも興福寺と多武峯の争に際し延暦寺の衆徒が興福寺領近江の荘園を没収した事があり(百鍊抄、安貞二、五、七)、その他一般的のものとしては殷曆(天永二、十一、十六)に、山の悪僧の都や諸国に於ける濫行あげて歎う可からずとあり、治承三年には延暦寺の堂衆が近江の国、三ヶ庄を追捕した(百鍊抄、治承三、十、三)。又弘安三年には延暦寺の良愉が山門の權威を以って野坂の農貢を奪ったので、朝廷ではこれを搦めずめしめた事がある(弘安三、三、二十一官宣旨一東大寺文書三、669号)。次に眞言宗との関係は承和二年五月十二日官宣旨案(平安遺文1115号)によると延暦寺僧良心が平正衡と共に東寺別院伊勢国多度神宮寺(法雲寺)を天台別院と称し東寺の使に狼藉し、その荘園を押妨した事が見える。この神宮寺は承和六年(正、二十六)天台別院となった(続後紀)が、翌年九月天台別院たるを停止し(同)、嘉祥二年(正、二十六)空海の弟子壽龍の奏請によって眞言の別院となっていた(同)ものである。その後、長治元年

再び延暦寺の仁普及び飛鳥部爲利等が延暦寺の使と称して法雲寺に対して非行を行った(長治二, 七, 十四官宣旨案—平安遺文1646号及び次掲1663号)。翌嘉承元年十一月二日, 再びもとの如く眞言別院たる可き宣旨が下されたが行われず, 仁普及等は更に前伊豆守源国房と相はかって法雲寺領, 尾張大成庄へ侵入し田島在家を押領, 庄司を追放し住人の資財を追捕し郎党行仲を庄司として莊務を執行した(嘉承元, 八, 十四堀河天皇宣旨案—平安遺文1663号)。因に大成庄はその後法雲寺領に帰った様で鎌倉時代には東寺領に編入されている(本論二, 11頁参照)。

以上の外, 長治二年(正, 三十)には延暦寺の大衆の使と号し伯耆大山寺領に乱行する悪僧を太宰府をして召し送らしめた事件がある(長治二, 正檢非違使牒—大日本史料三の七, 992頁)。彼等は大山寺の莊園を押知した。因にこの事件の顛末は不明であるが貞永元年(閏九, 二十四), 大山寺に延暦寺の費用をかけるを停止せしめている(天台座主記—大日本史料, 五の七, 265頁)のを見れば叡山の行動は続けられたであろう。又文暦元年(六, 十八)延暦寺政所が賀茂社領, 若狭宮河庄に対する山の僧宗俊, 阿闍梨宗慶等の濫妨をとらめた(同日延暦寺政所下文—大日本史料五の九, 559頁)のも莊園侵略に関係したものであろう。下って貞永元年(六, 三十)官宣旨を近江に下し, 賀茂社領安曇川の御厨の漁労について日吉庄民の濫妨を停止せしめた事がある(大日本史料五の七, 991頁)。以上の外俗人の所領に対するものには, 嘉承元年(九, 九)左大臣俊房の所領たる遠江笠原庄々司, 保隆が延暦寺衆徒を卒いてこの莊を奪わんとしたので, 彼の庄司役を停止し, その子実誉(叡山の僧であろう)を追捕した事がある(中右記, 嘉承元, 九, 十二)。

以上の様な延暦寺の他莊侵略は保隆や伊賀守孝清, さては平正衡, 源国房, 飛鳥部爲利の如き受領階級やその部下たる在地住人との結托によってなされた。延暦寺の進出はこれ等莊民の代表者, 統卒者と結ぶ事によって行われたのである。それと共に又, それ等莊園内の末寺と結び彼等の本寺に対する反抗を利用する事によって目的を達せんとした。

元來莊園内の末寺は由緒ある地方の名刹が中央の有力寺院に附属する様になったものもあるが, 又地方莊園の住人がその莊園に建てた寺として莊園内の利益を代表し, 本寺との間に幾多の争いを生じたものも数えられる。平安末期には末寺莊園の悪僧等が本寺から離脱して行こうとする傾向が見られるのも, こうした本末の対立抗争のあらわれである。勿論これ等の本寺, 末寺の抗争は地方の名刹を末寺とする場合(例えば東寺と伊勢成願寺, 興福寺と大和栄山寺, 東大寺と紀伊崇敬寺, 醍醐寺又は東寺と山城珍皇寺)にも見られる。その際にも本寺と末寺との関係は宗派の傳搬と平行して末寺を本寺の政治経済的統制下に置き, 末寺も亦本寺に依存する関係が見られたが, その爲に又本寺の支配をのがれんとする動きがあらわれ, 両者の間に紛争を生ぜしめた。而してそれ等の対立にも本寺の支配に反抗する莊園の住人の背景があった様である。例えば應徳年間の東寺と成願寺(嵯峨天皇皇子秀良親王建立, 伊勢國—平安遺文1296号)の争いについて見ると東寺の主張の中に成願寺莊司, 物部頼季が永保三年成願寺別当と心を合わせて偽文書を作って川合庄並に大國庄を押取した事を述べている(寛治五, 七別當時円請文案—平安遺文1297号)。成願寺と結んで東寺に反抗した頼季は伊勢神郡の檢非違使で前大國庄々司(應徳元, 八, 二十川合庄未進結解注進—百合文書な)であった。次に興福寺と栄山寺(藤原武智麿, 養老三年建立—平安遺文1397号)の場合には承徳元年(十, 十六)興福寺政所下文によると興福寺は栄山寺の所司, 田堵等をして故陸奥守源頼俊の子孫が加地子を横徴するを拒否せしめている(栄山寺文書, 同日政所下文—大日本史料三の四, 892頁)が, それによると頼俊の娘が僧慶寂をして加地子を徴せしめた事, 而してそれは慶寂の謀略によるという事が見えている。即ち慶寂(栄山寺の僧ならん)と頼俊一族との結びつきが見られる。

以上の様に本寺末寺の紛争の際に見られる莊園住人と末寺との結托は由緒ある名刹の場合にも見られるのであるが, その末寺が末寺の名すらつかぬ莊園住人の私寺である場合は特に, それ等の末寺と本寺との対立は莊園領家対莊民の対立そのものを意味したのである。

先づ東大寺の場合について見ると長和元年藤井幹高なる者が僧規鎮と共に大和春日庄に濫妨した。東大寺所司これを停止されん事を別当雅慶に訴えたが辨定がなかった(寛弘九, 八, 二十七東大寺所司等訴状一大日本史料二の七, 513頁)。この藤井幹高は添上郡菟足社神主職(代々大中臣氏より任ず)を氏人にあらずして奪い(寛弘九, 六, 八大和国司解一同341頁), 又その所領今木庄を東大寺別当雅慶に寄進して(寛弘八, 十二, 及び同九, 三, 二十五雅慶帖案及び書状一同337—340頁)既にその前から春日庄との間に紛争を起していた(同九, 三, 三十雅慶下文一同339頁)。因にこの幹高と興福寺との関係はさきに述べた所である。

更に下って正應の頃には寺僧快実が伊賀国黒田新庄(正安年中立券, 尊勝院管領)の悪党青蓮寺八郎と相語らい年貢正税を犯用し悪行狼藉を致したので, 東大寺は彼等を遠流に処せられん事を請うている(年月不明, 東大寺衆徒等申状案一東大寺文書三, 828号)。

保延三年東大寺伊賀国軻田庄御封内の庄民が封米を出し過ぎたが, その際この庄の住人珍豪という者が張本の様である(保延三, 十, 十二美作守平忠盛下文一同三, 582号)。而して平忠盛は院命によって家人の平家貞に上の処置を命じたが家貞従わざるにより押籠められた事件があった(長承二, 九, 七備前守平忠盛下文一同三, 584号)。家貞は軻田庄の住人であろう。

天喜四年年には東大寺領山城の玉井庄司僧某はこの地の円提寺が莊の田島ありと称して内大臣家(藤原頼宗)の使を申下して立券せんとした事を本寺に訴えている(天喜四, 八, 十五玉井庄申文一平安遺文811号)。その他, 正安の頃播磨国大部庄に於いては淨土寺(建久八年落成)の時衆なる人々が庄内の鹿野村<sup>(9)</sup>について濫訴を企て, 東大寺よりの管理をのがれ莊務を彼等の手によって管領せんとした事件がある。

次に東大寺末寺の筑前観世音寺に於いては寛治の頃, 法師松永なる者が観世音寺領抱岐庄内の桑垣を妨げるのを停止した。この莊園は大宝三年十月の官符によって寄進せられたもので松永は在地別当であり, この莊の住人と結んだわけである(寛治三, 六, 七, 同三, 八, 十七, 同三, 九, 二十二観世音寺領抱岐庄文書案一東大寺文書三, 857号)。又康和四年にも観世音寺は寺領安養寺の僧徒の横妨を太宰府に訴えている(康和四, 三, 十一観世音寺三綱等解案一平安遺文1477号)。この安養寺は陰陽師安禪の私堂であった(同)。

興福寺領では阿波富田庄及び津田島庄に於いて泰兼法師の横妨が見える(寛喜二, 六, 十三興福寺別会所下文案一大日本史料五の五, 747頁)。

金剛峯寺では寛弘元年(九, 二十五)金剛峯寺の申請により紀伊の国司をして寺領阿氏川庄と中納言平惟仲の石垣庄との堺を注進せしめたが, それは石垣庄の庄司等が住人峯融等のはかりごとにより土地を奪って平惟仲の所領に加え, 惟仲はこれを寂樂寺に寄進したからである(寛弘元, 九, 二十五官符一大日本史料二の五, 125頁及び建長八, 六金剛峯寺衆徒解状案一高野山文書八, 1913, 1914号及び次掲1139号)。寂樂寺は平惟仲の建てた寺で(同五, 1139, 1150号), 法勝寺の末寺となった(年末詳法印某挙状一同一, 430号)。峯融は寂樂寺の僧であろう。阿氏川庄はその後も寂樂寺の濫妨を受け(元暦元, 七, 二源頼朝下文一同一, 416号), 鎌倉時代には湯淺氏を爪牙として高野山の下司と戦い在地の勢力を有利に導かんとした。

寛弘五年(十, 二十七)高野山から紀州伊都, 那賀, 有田三郡司への通牒(大日本史料二の六, 242—3頁)に寺領志賀, 長谷, 毛無原, 阿氏川の四ヶ郷に於いて国造及び白河寺の妨げあり, それによって造塔人夫の徴發が滞ったという事が見える。白河寺については不明なるも莊園内の寺でこの地の国造族と結んでいたのであろう。その他貞應二年には備後国山中郷, 善福寺の行蓮(地頭代)が高野山の土地山中郷(太田庄地頭の知行地)を押領した事があった(貞應二, 十一太田地頭陳状一高野山文書八, 1949号)。又建長四年(三, 六)の高野山領丹生屋村百姓等の出した「名手庄悪党交名注文書案」(同五, 1120号)によると礼佛法師なる僧侶等は二百余人の悪党を卒いて庄内に乱入し濫妨を致した事が見えている。

醍醐寺では永長年二年末寺、筑前三宅寺が他門の僧円証によってのつとられた(永長二、八、二十七官宣旨案—平安遺文1383号)。

以上の様な舊佛教寺院に対する荘園内の寺と莊民との結托が行われているが、延曆寺はそれが後進の地位を取返す可く諸寺の所領に喰込む爲には、それ等舊佛教寺院内の住民のみならず、その荘園内の寺院と結び在地の勢力を利用して行く事が見られた。舊佛教大寺院の例ではないが石清水別宮、筑前宮崎宮に対する叡山末寺を通しての侵略の例を筆者はさきにあげた事がある<sup>(11)</sup>のでその要領を再録して見ると、建保六年九月十六日それより先、石清水領の留守職行遍が延曆寺末寺、鎮西大山寺の神人を殺したので、延曆寺の衆徒が石清水別当宗清を賜わり、石清水領博多津及び末社宮崎宮を延曆寺領となさん事を請うている(百鍊抄、建保六、九、二十一、天台座主記「承円」条、仁和寺日次記—大日本史料四の十四、755頁、石清水八幡宮記録二十三—同762頁)。而して石清水八幡宮記録(九)所収、天仁二年の告文(同763頁)によると、祐清という僧侶が事を延曆寺に寄せて宮崎宮を横領せんとした謀事によるものとなっている。祐清は石清水荘園末寺の僧であったものが本寺から離れんとし延曆寺がそれを援助したものである。

正應年間、高野山領荒川庄の住人爲時法師(法心)は自ら山門の末寺高野寺の僧と称し荒川庄を押妨し日吉神物以下の資財と称して押取した(正応四、九僧法心訴状并具書案、同四、十一—高野山衆徒陳状—高野山文書七、1565、1543号)。而して高野寺では法心はもとからこの寺の住僧ではないが後世をはからん爲、出家する地頭等その数が多いと言って居る(年不詳高野寺年預信応證状案—同七、1579号)から法心は荘園の地頭階級<sup>(12)</sup>で高野寺(山門末寺)に帰依した者の一人である事が知られる。正應四年(十、五)両六波羅御教書(高野山文書四、347号)に荒川庄の住人爲時法師(法心)が義賢、蓮空等と共に吉仲庄(法成寺領—同文書一、348、500号)に籠居して濫妨したとある義賢、蓮空等もその類であろう。因に高野寺は報恩大師<sup>(13)</sup>の建立といふ(同文書七、1565号); 又大同年中、傳教大師の創立とも傳える(同文書六、1394号)。正應四年(九、十四)の少僧都実因の書状案(同文書八、1785号)にも「日吉大行事彼岸所末寺紀伊国高野寺」が高野山住侶の爲、濫妨された事及び山門の末寺たる事が確認されたとあるが、その位置については既述の様法心が吉仲庄に籠居して荒川庄に対し狼藉を致したとある(同文書四、347号、同七、1536、1545号)から、法心の本據は法成寺領吉仲庄(荒川庄北隣)であり高野寺もこの庄にあったのではないと思われる。これより先、平治元年十一月、高野山は高野寺に対し、從來の本免田6反に加えて田5町、畠10町を附與しているが、平治二年二月高野寺から高野山への申状には15町の免田の附与を拒絶して居り、本免田6反に対しては飽迄獨立的地位たるを主張している事によって見れば、両寺の対立は高野山が前者の本免田に対しても、その古代的支配を侵透させようとするのに対する高野寺の反抗があり、それが叡山の荘園的進出と結びついて、法心一件となったものであろう。

次に東寺領に於いては太良庄薬師寺別当顯雲、雲嚴等は、この地が東寺領となる以前の僧侶で兩人共に山門に多年修学した者であったが、東寺領となるやこの寺は東寺の支配に帰し東寺の佛像を安置するに到ったといわれる。その事情は明かでないとしても延曆寺の地方進出が荘園内の在地勢力と結びついて行われて行く一例となし得るものと思う。

長徳、長保の頃、天徳四年の火災による珍皇寺の公驗喪失に乗じて僧信玄なる者が珍皇寺(東寺末寺—平安遺文1066号)の別当職を押領し、次いで河原院の平尊なる者が天台法興院の明豪僧正の威を借りて珍皇寺所領、山城国鳥部郷の地子を押取した事がある(長保四、二、十九珍皇寺坪付勘注—平安遺文416号)。河原院は源融が寛平年中に寺としたものである(同)。明豪は正曆二年(三、十八)河原院の五時講をつとめた事がある(日本紀略、本朝文粹十三、続古事談四)から天台法興院系の寺であろう。因にこの時の訴えは珍皇寺の勝となっている(平安遺文416号)

續いて延久二年にも感神院が珍皇寺の寺領(三条以南の田畠)を押領した事がある(延久三、十、八珍皇寺司解—平安遺文1066号)。よって珍皇寺は東寺に訴えたがその後の事情は明らかでない。感神

院は天徳三年(三)にも清水寺と争いを生じている(日本紀略)。感神院は長和五年(二, 十七)山城国に請うて愛宕郡内の荒地を開発し、その地の利を以て法華三昧料にあてた事が延久二(二, 二十)の太政官符及び祇園執行日記(大日本史料二の九, 383頁)に見えているから天台系ではなかったかと思われる。

永年二年(1096)には東大寺末寺観世音寺の所領碓井の御封に天満宮安樂寺の神人が乱入して馬と質物を奪取した事の訴えがあった(永長二, 六, 二十五太宰府政所限案一平安遺文1375号)。安樂寺は百鍊抄, 應保二年(1162)六月の条には叡山の末寺となるを許さずとあるから叡山の手がそれ以前からこゝに伸びて来て居たのではないかと思はれる。その外, 仁治三年(九, 十一)には, 延暦寺末社の祇園社と興福寺末寺清水寺との所領争いがあり(平戸記, 三会定一記一大日本史料五の十五, 39頁), 長治元年には筑前安樂寺と彌勒寺の衆徒が九ヶ国の神民を濫発した程の争いがあり(中右記, 長治元, 十, 十九), 建保元年頃には矢張り叡山の末寺清水寺と清水寺が境を争っている(明月記, 建保元, 八, 三)が事の起りは清水寺の僧が清水寺の寺領に堂宇を建てたからであるという。以上の争いは詳しい事情は不明であるが, 矢張り莊園関係に於ける新舊勢力の争いではあろう。

以上莊園に於ける末寺や住人の本寺への反抗の例は延暦寺領の場合にも見られるのであって, 例えば嘉禎元年, 近江高嶋郡, 田中郷の地頭佐々木高信と日吉神人がことをかまえ, 叡山の衆徒は高信等の処分を訴え(明月記, 吾妻鏡, 嘉禎元, 七, 二十四(二十七), 二十九), 又正治元年(五, 十三)及び建仁二年(十一, 十八)祇園社が住人の濫妨を停止し大法師俊玄をして神役を勤行せしめ(杜家条々記録一大日本史料四, 補遺, 390頁), 又建仁三年(十二)には祇園社領に於ける弁昭の狼藉をととめ(祇園社記続録六一同746-7頁), 安貞二年には延暦寺の末寺成恩寺並に但馬国進美寺に対する国衙使の押妨を停止せしめた事があり(安貞二, 三, 二十七, 及び同二, 六, 四令旨一同五の四, 554, 615頁), 又文永十年日吉社領, 能登国堀松庄の地頭又二郎入道淨信が寺の雑掌に狼藉した例(文永十, 十一, 十四開東御教書案一高野山文書八, 1756号), 仁治元年(閏十, 十)叡山西塔及び横川衆徒の訴えにより, 木津庄預所承辨が氣比社の燈明料と称して莊内福万末吉名に對捍を致したので改易した(天台座主記三一大日本史料五の十三, 69頁)事もあり, 又末寺の反抗の例としては次に述べる如意寺の例もあるが(これ等はすべて鎌倉時代のものである), かゝる例は東大寺や東寺等の場合は(史料の関係もあるが)枚挙に遑がない程である。のみならず叡山の寺領に対する他の寺院の侵略(特に莊園の住人との結托によるもの)の例は管見の範囲ではこれを見る事が出来ない。而して貞應三年(正, 二十二)延暦寺政所から播磨の如意寺へ下した牒狀(大日本史料五の二, 122頁)によると如意寺は願西聖人の建てた寺で, この寺の住侶は淨土を欣求する類である。延暦寺は如意寺の僧徒に命じて寺領に狼藉(狼藉の主体は如意寺の僧自身か又は莊民か不明であるが, こゝでは前者と理解して置く)するを停止せしむ, この寺の所領は叡山東塔西谷に寄進されて年月を経る事久しいという事が見えている。中世に淨土信仰が東寺や東大寺の莊園の在地信仰として本寺に對立する事が多いと思われ<sup>(15)</sup>るが, それは又延暦寺の場合にも見られたわけである。而してそれ等淨土信仰の寺は後世を求める在地の住人地頭の寺として成立したもので, しかも如意寺やさきの高野寺等(さきの安養寺もその寺名より見てこの類か)の如く最初は天台系統から発足したのもあったであろう。

莊園の末寺が当初は舊佛教のものであったものが天台に鞍代えする例として, 善光寺は峯相記に見えるその縁起には, はじめ法相であったが法相の教義は本寺から公開されないものであるので天台に移ったとある(峯相記一統群書類従本231頁)。因に峯相記の後書き(253頁)にはこれを否定している。祇園ももとは興福寺の末寺であったが良源の時, 叡山の勢力下に入ったともいう(今昔物語三十一の二十四)。この時興福寺の大衆を率いた仲算は應和の宗論で良源と對論して居り, 宗義の争いのおかげには, こうした末寺争いがあったであろうと思われる。建保の頃には同じく興福寺末寺の清水寺をも延暦寺がその末寺とせんとしている(明月記, 建保元, 十, 二十一)。而して後進勢力たる叡山の手が舊佛教の末寺に伸びて行った顕著な例の一つに多武峯がある。

多武峯は鎌足の子定慧が父の遺志を受けてその墓所に起す所で妙樂寺と号し(多武峯縁起)、興福寺と共に藤原氏の氏寺としてあったが、天曆元年叡山の実性がこの寺の座主となってから、その弟子が継ぐ様になり叡山の末寺(無動寺別院)となったと傳えられる(多武峯略記及び同縁起)。しかるに、より古い史料である今昔物語(三十一の二十三)によると、この山にはもと寺は無かった。道長の頃に尊叡律師という者があったが、その頃無動寺に慶命があり尊叡はその法器なるを見て律師を慶命にゆづり、尊叡は多武峯に上り従来佛法を修業する者の無かったこの山に天台の法門を傳えて法華八講等を始めて遂に佛法の地となった。それ故道長の手を経て叡山の末寺となし妙樂寺と称した。しかるに興福寺では多武峯は元來我等の末寺たる可きである。いかでか叡山の末寺たるべきぞと訴えたが道長許さず、そのまゝになったとある。この興福寺の訴えがあった所を見ると、矢張り最初から寺があったであろうが、それは藤原氏の信仰を得た叡山の勢力下に入ったのであろう。多武峯は実性(天曆二年律師)までは殆んど見る可き事実が残されて居らず、その莊園関係史料も皆無と言ってよいのであって、これは藤原氏の氏寺でも興福寺とちがって顧みられなかったからであろう。尊叡以後興福寺との争い絶えず、承安三年には興福寺の衆徒が多武峯六ヶ莊を押取し妙樂寺は叡山と結んでこれに対抗している(玉葉、承安三、六、二十三、二十四、二十五)が、その争いの源は妙樂寺と叡山の暴悪より起るといわれた(同三、七、二十一)。同様の争いは鎌倉時代にも起って居る(大日本史料五の四、安貞元、八、八、同二、四、二十三、同二、六、六、同二、十二、二十一條)。これ等の詳しい事情は不明であるが、その根本は叡山がその勢力発展の爲に他の寺院の末端に喰い込んで行ったによるものであろうと思う。

次に同じく天台系の園城寺の場合について見ると、近江福林寺は天武天皇の御代、石城村主宿禰が鎮護国家のため建てた所で、氏人が東寺の末寺とした。しかるに東寺長者定賢の時、縁あるによって園城寺平円をこの寺の別当としたが、平円死後その弟子の仁円が園城寺の威勢を以って福林寺を押取したので、その無道を停止されん事の訴えがあった(康和三、十、五堀河天皇宣旨策一平安遺文1455号)。而して福林寺は良意や仁円によって四十年間、山城円満寺(園城寺系統一円満院門跡相承次第)の末寺となっていたが、長治元年(六、十七)の宣旨(平安遺文1615号)によって再び東寺の末寺となったが、その後も円満院によって妨げを受けた(嘉承二、三、十九一同1675号)。

高野山と粉河寺とは紀州那賀郡名手庄の境界をめぐる仁治二年以後二十余年間にわたり紛争をつづけた。粉河寺は紀州那賀郡にあり三井寺の末寺で、願主は大伴[孔]子古(寺門高僧記四)、宝龜年間出来た寺である(粉河寺縁起)。因に領家は北白川の聖護院(寺門系統一寺門高僧記四)であるともいわれる(正嘉元、八地頭品河清尚訴状一高野山文書四、121号)。仁治二年五月の粉河寺解状(同113号)によると高野山領名手庄と粉河寺領丹生屋村の境は椎尾山の東を流れる水無川にあり、その東にも粉河寺領ありと言い、仁治二年七月の高野山の解状(同114、115号)によると椎尾山は水無川の東、名手庄の中にあつたというから、問題は椎尾山及びそれより名手庄の真中に至る地帯の系争であつた。寛元々年にも六波羅では両庄の争いにつき、高野山の沙汰人を召喚して居るが(同年七、十六重時状一同一、393号)結局粉河寺側の勝訴となつた(建長四、三及び同四、八粉河寺衆徒訴状案一同117、119号)が、この争いは正平年間迄つづいている(同127号)。さきの仁治二年七月の高野山の解状によると粉河寺と高野山の境界争いの根源は名手庄官、義治、朝治父子の横領の謀略にあるという。而してその争いは又粉河寺側から言えば、高野山が粉河寺領丹生屋村の兵糧米をせめると言い(前掲同文書四、117号)、正嘉元年(八)粉河寺領丹生屋村地頭品河清尚の訴(同121号)によると、高野山側は建長四年春秋二回にわたり数百人を率いてこの村に乱入して狼藉を致すという。而してさきの仁治二年の金剛峯寺陳情によると、この丹生屋村は名手庄に隣接の粉河寺領であり、さきの名手庄司義治入道がこの村の地頭代長康という者と結んで椎尾山附近の作田を切取つたという。即ち高野山領の地頭が粉河寺領地頭や地頭代と結んで高野山にさからっていた事がわかる。その後、建長八年にも高野山領、神野真国庄内、荒見水原村が粉河寺に横領されている(建治

八、六金剛峯寺衆徒愁狀案一同文書八、1914号)。これ等を総合すると争いのもとには園城寺系統粉河寺が自荘内及び高野山領内の地頭を利用して、勢力拡張をはかった事にあると思われる。

康和三年(十二、四)には勸学院政所が興福寺末寺の大和栄山寺をして故陸奥守源頼義の娘が栄山寺領を押妨するのを禁止せしめた事がある。同日官符寫及び政所下文(大日本史料三の六、82頁)によると園城寺の増替が、その郡の図師僧をして栄山寺領を注記し年来領知していた事、又源頼義が従者を以て栄山寺領を横領し、加治子を取った事が見える。又康和四年には僧慶寂という者が源頼義の娘と共に栄山寺領に対し、金峰山免田と称して侵入している(康和四、正、二十二興福寺政所下文一同182頁、及び康和四、二、十五栄山寺隙一同223頁)。因みに金峰山と園城寺との関係は円珍以後、金峰山修行者を出しているが、金峰山は寧ろ真言宗との交渉が密接<sup>(16)</sup>であり園城寺との政治的關係については見る可き史料はないが、金峰山も園城寺と共に荘園社会に於いては後進勢力<sup>(17)</sup>で、その間に共通の事情があったであろう。

鎌倉時代に入るとは天福年間、園城寺の正尊其他五郎冠者という者が興福寺の運上米三升を横領したという訴えがある(明月記、天福元、十二、十五)。

史料の点に於いて遙かに豊富な真言宗寺院と南都佛教との荘園争いは管見の範囲では殆んど見る可きものがないのに対して、天台宗では荘園關係に於いて以上のように南都及び真言宗との在地に於ける激しい抗争を見せているという事は、三者の歴史的性格を物語るものであろう。

(註一) 竹内理三氏「日本上代寺院経済史の研究」77頁

(註二) 同 77—78頁

(註三) 林屋辰三郎氏「中世的文化の基調」94頁

(註四) 竜谷史壇37号西寺式部氏論文41頁

(註五) 石母田正氏「中世の世界の形成」13頁

(註六) 辻善之助氏「日本仏教史」上世篇897—8頁

(註七) 同 899頁

(註八) 竹内理三氏「寺領荘園の研究」422—7頁

(註九) 中村直勝氏「荘園の研究」310頁、331頁

(註十) 歴史学研究177号、上横手雅敬氏論文2頁

(註十一) 高知大学研究報告第四巻、拙稿16—17頁

(註十二) 報恩大師については七大寺年表には延鎮内供奉(清水寺創建者)の師とあり、子島山寺建立縁起(醍醐寺本諸寺縁起集所収)には山林行者で天平勝宝四年十月八

日天皇の病氣を加持したとある。この二者及び本文の人物が同一人であるかどうかは疑問である。

(註十三) 歴史学研究七の五、高坂好氏論文219—220頁

(註十四) 同 221頁

(註十五) 石母田氏上掲著 266—7頁、中村氏上掲著 333頁

(註十六) 高知大学研究報告第三巻、拙稿参照

(註十七) この問題については別の機会にふれたいと思っている。

(註十八) 東大寺と東寺の荘園争いは延長年間、東寺領伊勢国大國庄をめぐってのものがある(延長七、七、十四大神宮司勘申一大日本史料一の六、173頁)

## 結 語

我国上代佛教諸派の発展の上に於いて、最初から律令国家との提携を密接にし、その古代的政權に頼って奈良時代中に経済的地歩をきづいた東大寺を中心とする南都佛教、及び平安佛教の中でもその教義の点から南都佛教と近似性を持ち平安初期律令国家体制の再建時に朝廷並に旧貴族の援助のもとに初期的荘園の獲得に成功した真言宗に対して、教義の上でも最澄の反古代的革新主義によって経済的進出の遅れた天台宗に於いては、その時代性からも又は旧佛教勢力への喰込みの必要からも在地勢力との提契の方法がとられざるを得なかった。従ってその荘園経営は前者に比して後期荘園の形式がとられた様である。それは住民への直接的(古代的)支配に代り、土地を媒介とした、より中世的な経営方式である。旧佛教の古代的経営に於ける荘民支配は思想的には八幡の勧請による奴婢的支配の觀念に依拠され、それが中世迄も維持されて行ったのに対し、新しい形式による荘園支配とその発展の爲には、八幡信仰の如き古代的觀念による支配は捨てられなければならないであろう。

筆者がかってふれた様に天台宗特に最澄以来の傳統を伝える円仁系統に於いて神佛習合思想特に八幡信仰との關係が極めて稀薄であったのも、又この事と關係するのではないかと思われる。而し

て同じ天台系統でも園城寺に於いては八幡信仰や神祇思想との交渉が比較的大きい事は、その土地支配の上に如何に反映しているかは現在史料の上では結論を導く事は困難であるとしても、少くとも天台宗全般(特に平安時代)に関する以上の推定には大して誤りはないと思われる。それはやがて天台宗から発足脱皮した浄土宗や禪宗等に於いて神佛習合に対しても明確な反古代的立場がとられたという事も、よって來たる所は既に上代佛教に於ける天台宗の中にその萌芽があった事を思わしめるのである。一口に南都北嶺と称する上代佛教の中でも天台宗はその発足以來の諸宗と多少異なる性格は、かくの如く上代末期から中世にかけての新佛教の発成の上に、社会的にもその役割を果たしたわけである。それに対する本格的究明は今後の課題であり、本稿はそれに関する一般的な見取図に過ぎない。而して箇々の問題についてはもとより、全般的な観点に於いても本稿は多くの誤りを犯しているかも知れないと思うのであって、それに対する大方の御高示を願って筆をおく事にする。

(註一) 高知大学研究報告、第四巻拙稿

(附 録)

東大寺莊園目録

成立時	莊名	所在国	成立原因	面積(特記のもの以外は成立当時)
天平十六年		越前国	額田国依より買得	3町(東大寺文書二, 510号)
天平二十年	予野村	伊賀国	小治田藤麿より買得	墾田7町260歩(天平二十, 十, 十九田券, 同二十七官符案一寧楽遺文649—650頁, 保安四, 九, 十二勘文) <sup>(1)</sup>
同 年	垂水庄	播磨国	勅 施 入	<sup>(2)</sup>
天平勝宝元年			勅 施 入	水田10000町(同年閏五, 二十施入願文一大日本古文書三, 243—5頁) 墾田100町ともある(同日勅書一東大寺要録262—3頁, 寧楽遺文459頁, 続日本紀)
同 年			勅 施 入 (上の事実と重複か)	水田100町(同年六, 二十三施入願文一大日本古文書三, 247—8頁)
同 年			墾田許容額を定む	4000町(続紀, 天平勝宝元, 七, 乙巳)
同 年	鳴野庄 栗川原庄	越前国	勅 施 入	椿原庄16町2反216歩(天平神護二, 六, 二十一越前国司解一寧楽遺文664頁) <sup>(2)</sup>
同 年	狩丈大成須 城部新戸賀 田田庄庄庄庄庄	越中国	勅 施 入	100町 84町212歩 180町(東大寺文書二, 541, 542, 543, 548号) 58町8反 35町2反224歩 130町8反192歩 29町3反100歩
同 年	阿閉郡地 後玉の滝 杣の母体	伊賀国	買 得	40町2反101歩(同473号)
同 年	新島庄	阿波国	勅 施 入 ?	42町8反162歩(墾田1町5反150歩) (同473, 529号)
天平勝宝二年		大和国	油免田勅施入	66町(東大寺文書三, 613号)
天平勝宝三年	国見杣	伊賀国	もと興福寺領と称す, 勅施入	(平安遺文1738号)
同 年	黒田杣	伊賀国	天平勝宝三年勅施入については疑問説あり <sup>(3)</sup>	25町8反180歩, 出作田300余町(東大寺文書三, 659号, 平安遺文611, 1432号, 三國地誌一大日本史料四の六, 262頁)
同 年	拓殖郷地	伊賀国	車持首牛麿より買得	4反180歩(東大寺文書二, 470号)
同 年	水平沼流庄	近江国	勅 施 入 ?	30町 <sup>(2)</sup> 70町

天平勝宝四年	海中春山愛葉丹 部島部 日田知栗羽 庄庄庄庄庄庄庄	尾張国	勅施入	天曆頃10町 156町5反190歩 6町 6町 <sup>(2)</sup> (平安遺文252号) 5町 4町 10町
同 年	樫野庄	周防国		天曆頃91町6反19歩 <sup>(2)</sup> (同)
同 年	安新 石吉	攝津国	他と相搏	3町6反248歩 <sup>(2)</sup>
天平勝宝五年	井田庄	越後国	勅施入?	天曆頃65町1反74歩 <sup>(2)</sup> (同) 20町9反98歩
天平勝宝五年	依智庄	近江国	買得	3町10歩(平安遺文128号)
天平勝宝六年	阿伊 伊賀郡地	伊賀国	公田を百姓が墾田となして寄進,その後一時収公され天平神護三年再び寺地となる	1町125歩 (天平神護三,二,十一民部 6反300歩 省符一大日本古文書五,640-645頁)
天平勝宝七年	桑原庄	越前国	大伴宿禰より買得	100町(開田32町1反5□歩)面積は文書により多少異なる(同三,九公駈一大日本古文書四,49頁)
同 年	板蠅杣	伊賀国	勅施入	(同年十二,二十八勅一大日本古文書四,84頁及び平安遺文1300号)
同 年		越前国	足羽郡大領生江臣東人の施入	墾田100町(天平神護二,十,十九生江臣 鮮一大日本古文書五,551頁)
天平勝宝八年	高庭庄	因幡国	官符により点定,勅施入	承和年間73町8反75歩(見開田43町212歩)(平安遺文74,196号)
同 年	塩山	播磨国	勅施入	30余町(平安遺文8,9号)
同 年	猪名庄	攝津国	勅施入	長徳年間85町1反343歩 (東大寺要録六,平安遺文1660号)
同 年	長濱 (猪名庄に附屬)	攝津国	勅施入	長徳年間250町(同)
同 年	水無瀬庄	攝津国	勅施入	3町8反276歩 <sup>(2)</sup>
同 年	春日庄	大和国	勅施入	正暦頃4町9反(平安遺文342号)
同 年	梨原庄	大和国	勅施入	4町8友96歩 <sup>(2)</sup>
同 年	東市庄	大和国	買得	1町 <sup>(2)</sup>
同 年	清澄庄	大和国	勅施入	天曆頃27町2反7歩 <sup>(2)</sup> (同252号)
同 年	飛騨庄	大和国	勅施入	8町3反263歩 <sup>(2)</sup>
同 年	平群庄	大和国	勅施入	天曆頃19町9反300歩 <sup>(2)</sup> (同)
同 年	勅旨庄	美濃国	勅施入	<sup>(2)</sup>
同 年	大井庄	美濃国	勅施入	承和頃250町(見作田67町3反)(平安遺文1060号)
同 年	新居庄	伊予国	勅施入?	83町6反112歩 <sup>(2)</sup>
天平勝宝頃	酒登庄	大和国	勅施入?	天曆頃6町5反165歩 <sup>(2)</sup> (同252号)
同 年	長屋庄	大和国	勅施入?	8町 <sup>(2)</sup>
同 年	村屋庄	大和国		天曆頃6町4反20歩 (同)
天平宝字元年		越前国	坂井郡大領品遅部広耳の寄進,後の鱒田,国富庄へ発展したものと思われる	100町(同年閏八,十一庄券一寧楽遺文703-708頁,東大寺文書二,504,514,548号)
同 年	石栗庄	越中国	勅施入	112町 <sup>(2)</sup>
同 年	三重庄	伊勢国	勅施入	50町 <sup>(2)</sup>

同 年	水韓田形村	備前国	唐禅院に勅施入	40町 60町 <sup>(2)</sup> (統紀同年, 十一, 壬寅)
天平宝字二年	栗川庄	越前国	班田を買得	8反(東大寺文書二, 509号)
同 年		越前国	坂井郡高塙寺僧の 施入	3町9反(見開1町6反)(同507号)
同 年	拓殖郷地	伊賀国	市原王の地を買得	10町(開田4反)(同472号)
天平宝字四年	美怒郷地	摂津国	安宿王より買得	3町1反129歩(同年十一, 七買券一大日本古文書四, 448, 451頁)
同 年	玉井庄	山城国	勅 施 入	長徳頃36町(平安遺文1183, 1184号, 東大寺要録六, 長徳四年注文)
天平宝字五年	加美郷地	山城国	法華寺尼より東大 寺僧勝康に売却	1反(東大寺文書三, 564号)
同 年	池上郷地	大和国	左京の人息長真人 広長より買得	7反(同598号)
天平宝字八年	高串庄	越前国	買 得	9町3反144歩(見開田7町2反144歩) (東大寺文書二, 508号)
天平宝字年中	糞置庄	越前国		15町1反244歩 <sup>(2)</sup>
同	瓶原庄	山城国		天曆頃4町 <sup>(2)</sup> (平安遺文252号)
同	坂田庄	近江国		長徳頃83町7反150歩 <sup>(2)</sup> (長徳四年注文)
天平神護元年		因幡国	買 得	(東大寺文書二, 566号)
天平神護二年	道守庄	越前国	生江臣東人の寄進	118町(東大寺文書二, 512号, 同年九, 足羽郡司解一大日本古文書五, 545頁)
同 年(以前)	幡生庄	越前国		荒廃田13町(同年十, 七庄使解一大日本 古文書五, 547頁)
同	溝江庄	越前国		1町5反160歩(同年十, 八庄使解一同54 7-8頁及び平安遺文13号)
同	子見庄	越前国		(同年十, 九庄使解一同548-9頁)
天平神護三年		越前国	百姓墾田を寺田と なさん事を請う	46町9反330歩(東大寺文書二, 548号)
同 年	鯖田庄 園富庄	越前国	前年寺使解あり, この年公認	100町余(東大寺文書二, 514, 548号, 平 安遺文252号)
同 年	道守庄内地	越前国	買 得	2町1反16歩(同年二, 二十四伊何我広 磨解一大日本古文書五, 650頁)
同 年	同	越前国	寄 進	4反38歩(同年三, 二道守臣息虫娘解一 同636頁)
同 年	井山庄	越中国	寄 進	<sup>(2)</sup>
天平神護頃	田宮庄	越前国		長徳頃53町7反326歩 <sup>(2)</sup> (長徳四年注文)
同		平城京	女御藤原貞子より 西南院に施入	水田9町9反180歩(東大寺要録四, 107頁)
神護景雲元年		越中国	利波臣志留志の施 入	墾田100町(統紀, 同年三, 己巳)
神護景雲三年	杵名蛭庄	越中国		58町5反56歩 <sup>(2)</sup>
神護景雲頃	櫛本庄	大和国		天曆頃30町5反72歩 <sup>(2)</sup> (平安遺文252号)
宝亀九年	泉庄	山城国	勅 施 入	4町 <sup>(2)</sup> (同)
宝亀頃	因幡庄	近江国		天曆頃121町26反 <sup>(2)</sup> (同)
同	周恵庄	近江国		<sup>(2)</sup>
奈良時代末	勢多庄	近江国		<sup>(2)</sup>
同	西市庄	平城京	買 得	天曆頃120歩 <sup>(2)</sup> (同)
同	息長庄	近江国	買 得	天曆頃4町3反60歩 <sup>(2)</sup> (同)
同	後河庄	丹波国	勅 施 入 ?	天曆頃22町4反100歩 <sup>(2)</sup> (同)

同	水成庄	越前国		(2)
延暦二年	勅旨庄	摂津国	東大寺田9反と交換	1町5反(平安遺文1号)
延暦六年		越中国	五百井女王家より華嚴院に寄進	壱田5町(同2, 3号)
延暦二十三年	佐保院庄	平城京	他荘と相換	1町 (2)
弘仁九年	厚見庄 (菫部庄)	美濃国	酒人内親王家より寄進	117町339歩(平安遺文45号)
同 年	横江庄	越前国	同	186町5反200歩(同)
同 年	土居庄	越後国	同	200町(熱田51町)(同)
天長六年		山城国	公田を紫野院に入れる	4反100歩(東大寺要録十, 367-8頁)
承和十二年	新嶋地 大勝豆浦郡	阿波国	公 施 入	10町3反164歩 3町2反 (平安遺文75号) 39町
嘉祥二年		大和国	元興寺僧の寄進	3反(同91号)
仁寿四年	愛智郡地	近江国	買 得	(同117号)
貞観二年	大 国 庄	近江国	施 入	1町3反100歩 (2)
貞観三年	愛智郡地	近江国	東大寺僧安宝の買得	1反(平安遺文132号)
貞観五年	同	近江国	同	1反(同135号)
貞観六年	同	近江国	同	160歩(同144号)
貞観八年	阿閉郡地	伊賀国	阿閉福子の施入	6反156歩(同148号)
同 年	愛智郡地	近江国	僧行徳の買得	2反(同149号)
同 年		近江国?	僧安宝の買得	1反(同150号)
貞観十四年			蓮華王院へ僧世不羈の施入	(東大寺要録四, 112頁)
貞観十八年			天地院へ世不羈の施入	(同109頁)
貞 観 頃	心佐庄	近江国		(2)
昌泰二年	玉内 滝保庄	伊賀国	阿閉郡證判により寺領たるを認む	壱田10町1反330歩 (1)
延喜十七年	中嶋郡地	尾張国	東大寺領として領掌せしむ	(東大寺要録十, 375頁)
天曆四年以前	鍬 庄	越前国		100町9反288歩(天曆四年封戸荘園用帳一平安遺文252号)
同	小椿庄	越前国		40町(同)
同	真沼田庄	越後国		20町160歩(同)
同	布佐比庄	丹波国		(同)
同	粟生庄	播磨国		21町6反69歩(同)
同	河典庄	伯耆国		(同)
同	加太庄 (塩山)	紀伊国		200町(同)
同	柏野庄	伊賀国		14町270歩(同)
同	私市庄	近江国		4町8反130歩(同)
天徳二年	玉滝杣	伊賀国	橘元実の施入	永久年間出作地玉滝村20町, 湯船村15町, 鞆田村60町(東大寺文書三, 584号, 平安遺文266号, 1757号)
長徳四年以前	那賀郡 草郡地	紀伊国		12町9反20歩(長徳四年注文一東大寺要録六)

同	三毛庄			7町8反216歩(同)
同	名土 陵崎 村			3町7反80歩(同) 12町9反14歩
同	印南郡地	播磨国		24町7反42歩(同)
同	菜園庄	大和国		13町4反95歩(同)
同	宇智郡地	大和国		4町(同)
同	神分田	大和国		120歩(同)
同	笠間庄	伊賀国	大治三年の荘園目録には大和国に入る	32町200歩(同)
同	薦生庄	伊賀国	(同) 黒田支荘	4町280歩(同)
同	庄申庄	伊賀国		(同)
同	和邇庄	大和国		第四十九代別当湛照僧都分付帳には20町7反(東大寺要録六)
同	大宅庄	大和国		分付11町3反(同)
同	中庄	大和国		(同)
同	樺北庄	大和国		分付6町7反(同)
同	簀川庄	大和国		(同)
同	松本庄	大和国		分付10町240歩(同)
同	楯庄	大和国		(同)
同	布留庄	大和国		(同)
同	菅田庄	大和国		(同)
同	千代庄	大和国		(同)
同	埴田庄	大和国		(同)
同	河原庄	大和国		(同)
同	池尼庄	大和国		(同)
同	小林庄	大和国		(同)
同	小東庄	大和国		(同)
同	中西庄	大和国		分付8町8反200歩(公田2町7反320歩) (同)
同	田中庄	大和国		分付10町3反180歩(公田5町5反)
同	田中庄	大和国		分付10町5反300歩(公田7町4反300歩)
寛弘八年	今木庄	大和国	別当雅慶所領、寛足社神主藤井幹高の寄進	16町8反(平安遺文455, 458, 459号)
長久二年	筋川庄	伊賀国	黒田支庄、藤原実遠より別当深観に本所として寄進	40町(平安遺文584, 653, 654, 655号)
天喜二年以前	安田庄	大和国		(平安遺文721号)
治暦二年	築瀬村	伊賀国	黒田支庄、藤原実遠より買得	見作田17町2反60歩その他荒地(平安遺文763, 1002号)
永保三年			東大寺僧(?)勢禅買得	2反(同1204号)
応徳元年	栗栖郷	山城国	長洲浜(天平勝宝八)の在家と鴨社領と交換	(同1660号)

康和四年	長屋庄内	大和国	僧叡慶の施入	1町8反(平安遺文1478号)
同 年		左 京	東大寺僧覚尊が養母尼より奪取	5反(同1485号)
嘉祥元年以前	箕田庄	大和国		分付28町2反180歩(公田23町7反240歩) (湛照僧都分付帳一東大寺要録六)
同	横田庄	大和国		分付16町9反300歩(公田4町8反240歩) (同)
同	白地庄	大和国		分付22町180歩(公田14町240歩)(同)
同	檜垣庄	大和国		分付9町8反180歩(公田2町7反半)(同)
同	山村庄	大和国		分付皆公田4町(同)
同	石名庄	大和国		分付4町1反200歩(同)
同	今井庄	大和国		分付5町(不輸1町)(同)
同	角庄	大和国		分付19町9反(同)
同	兵庫庄	大和国		分付15町160歩(同)
同	福田庄	大和国		分付19町9反300歩(同)
同	城下郡地	大和国		分付38町(公田17町8反60歩)(同)
天永二年	筋川庄 中村庄	伊賀国	黒田出作地、藤原保房(実遠の孫女の嫁せる良算の子)の子僧某(薬師寺)より寄進、その後長承二年僧源佑(保房の子)より寄進状あり	(平安遺文1081, 1098, 1108, 1168, 1744号, 東大寺文書三, 691号)
同 年			東大寺僧(?)慶実の開発、三井寺の慶実(保安年間一僧綱補任)ではあるまい	1反(平安遺文1747号)
保元五年	櫟庄内	大和国	僧慶深の寄進	2反(東大寺文書三, 609号)
大治三年	賀茂庄	山城国		建保二, 五田数注進には11町3反240歩 (大治三, 七東大寺御領庄園事一東大寺文書) <sup>(5)</sup>
同 年	泉津木庄	山城国		建保年間4町 <sup>(5)</sup>
永久五年	川上郷内地	大和国	僧慶禊の寄進	1町2反(東大寺文書三, 610号)
永治元年	櫟庄内地	大和国	僧良久の寄進	1反(608号)
久安年間	大部庄	播磨国	往古以来の寺領、この時再び東大寺に帰す	建保年間226町8反25歩(見作167町2反) <sup>(6)</sup>
永万元年			僧珍慶の寄進	2反(東大寺文書三, 605号)
建保二年以前	豊田庄	越後国		300町(見作35町2反) <sup>(7)</sup>
仁治三年		大和国	比丘尼阿弥陀の施入	2反半(仁治三, 八, 晦寄進状一大日本史料五の十六, 106頁)

(註一) 中村直勝氏「荘園の研究」66—68頁

(註二) 竹内理三氏「寺領荘園の研究」83—89頁  
「東大寺荘園目録」及び同氏著「日本上代寺院経済史の研究」第三篇第一章第二, 三節

(註三) 中村氏上掲著372頁

(註四) 竹内氏上掲著125頁

(註五) 同 136—139頁

(註六) 中村氏上掲著303—5頁, 「歴史と地理」二十九の三, 2—4頁, 中村氏論文参照

(註七) 竹内氏上掲著134頁

(昭和三十一年五月三十日受理)